

第九十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 九 号

昭和五十五年四月十日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君

理事 唐沢俊二郎君

理事 岩垂壽喜男君

理事 新井 彬之君

理事 吉田 久之君

理事 麻生 太郎君

三枝 三郎君

石橋 政嗣君

鈴切 康雄君

瀬長亀次郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 武藤 嘉文君

出席政府委員

農林水産大臣官 房長 渡邊 五郎君

農林水産省構造 改善局長 岡本 克己君

農林水産省農畜 園芸局長 二瓶 博君

農林水産省畜産 局長 大伏 孝治君

農林水産省食品 流通局長 森実 孝郎君

農林水産技術会 議事局長 川嶋 良一君

水産庁次長 米澤 邦男君

通商産業省貿易 局長 花岡 宗助君

委員外の出席者

公正取引委員会 事務局経済部調 整課長 厚谷 襄児君

沖繩開発庁総務 局企画課長 野村 誠一君

沖繩開発庁振興 局振興第二課長 坂井 寛一君

外務省経済局 國際課第一課長 池田 勉彦君

国税庁直税部 法 人税課長 四元 俊明君

通商産業省貿易 局総務課長 川崎 弘君

通商産業省生活 産業局総務課長 宇賀 道郎君

自治省税務局 定資産税課長 渡辺 功君

内閣委員会調査 室長 山口 一君

委員の異動

四月九日

麻生 太郎君

三枝 三郎君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

同日

大村 襄治君

山中 貞則君

国家公務員の定年制・退職手当法改正等反対に 関する請願(斉藤正男君紹介)(第三六六三号) 山形市等の寒冷地手当引き上げ等に関する請願 (渡辺三郎君紹介)(第三六六四号) 青少年健全育成のための社会環境浄化に関する 請願(吹田悦君紹介)(第三六六五号) 同(渡辺三郎君紹介)(第三六六六号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内 閣提出第四五号)

○木野委員長 これより会議を開きます。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議 題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。上原康助君。

○上原委員 本日は十時半からの委員会なのでま だ頭の回転も余りよくないのですが、内閣委員会 はえらいまじめな与野党の方々がいらっしやいま すので、これから農林水産省設置法の一部改正法 案についてお尋ねをさせていただきますと思うの です。

最初に、法案の内容について若干お尋ねを して、せっかく農林水産大臣おいでですから、後 ほど他の農業関係の問題についてもお尋ねをした いと思ひますので、ひとつ関係者の誠意のある御 回答を求めたいと思ひます。

そこで、今回の農林水産省設置法の一部を改正 する法律案はすでに越旨説明も受けておりまし て、その内容につきましてはある程度理解をして いるわけです。要するに、伝統ある生糸検査所を

整理することになるようですが、提案理由の説明 でも、整理をする理由としては、生糸の輸出が少 なくなつた、まあなくなつたといひますか、ある いは国内の生糸需要も伸び悩みが続いている、ま た、国産の繭及び生糸の生産も減少傾向にあるよ うで、こういう理由によつて、明治二十九年以来 設立をされておつた生糸検査所を今回農林規格検 査所に吸収をしていくという方針のようでありま す。

そこで、政府は、目下の蚕糸業についてはどう いう御認識を持たれておつて、今後養蚕農家ある いは蚕糸業者、そういう方々の保護または振興策 というものをどのようにお考えなのか、そこいら からまず御見解を賜りたいと思ひます。

〔委員長退席、逢沢委員長代理着席〕

○武藤國務大臣 わが国の蚕糸業というのは、 国民生活に深く根差しておる伝統的な、非常に歴 史のある産業であります。また、養蚕業というも のも、これまた農山村の畑作地帯におきまして基 幹作目として定着をしております、私も、農 業経営上非常に重要なものであると考えておりま す。そこで、現在におきましても、生糸の一元化 輸入というような措置を含めた繭糸価格安定制度 がございまして、この繭糸価格安定制度の適切か つ円滑な運用を図りながら、養蚕あるいは製糸経 営の近代化あるいは効率的な繭の生産、こういう ようなことを心がけていたが、ひとつ 蚕糸業を今後ともわが国の農業における重要な一 部門として位置づけていきたいと考えており、そ してそういうことによつて蚕糸、絹業ともどもに 健全な発展が図られるようにしてまいりたいと思 っております。

○上原委員 そこで、蚕糸業あるいは養蚕といふ のはわが国の伝統ある産業であつた、これからも その保護あるいは振興については努力をしていき

たいというお考えのようですが、このことと関連をして、通産省の事務次官の発言が問題になっておるわけですね。これに対してはすでに武蔵農水大臣の御発言なりあるいは農水委員会その他でも取り上げられて、通産省も釈明をなさったようですが、しかし、この事務次官の御発言というのは、単に養蚕農家ばかりでなくして、日本の第一次産業を非常に軽く見ている問題発言と言わざるを得ないと思うのです。そういうことで、私もどうしてもこの点を取り上げざるを得ないわけですね。

矢野次官の三月十四日です。京都での発言のようですが、報道されるところによりますと、全国の絹織物産地がせめて二年間生産を全面ストップさせる、そうすれば養蚕農家は生糸が売れなくなり全滅する、その上で国際相場の中国生糸などを使得って生産を再開したらどうか、しかも生産ストップの間の休業補償は通産省でめんどう見てもよい、こういう御発言をしたというふうに言われているわけですね。全くもって、これはいま大臣から御発言があったようなことは相入れない点がありまして、われわれは軽く見るわけにはいかないわけですね。

釈明があったとはいえ、改めてこの件について農水大臣はどのように受けとめておられるのか、また、通産省にどういう申し入れをなさったのか、御答弁をいただいで、さらに通産省も来ておられると思うので、こういうことは絹織物業者なりその他養蚕農家だけでなく、中小企業や業者を一応保護するお立場にある通産省としても、あつてはならない考え方であり発言だと思ふのですが、この点について御見解を改めて承っておきたいと思ひます。

○武蔵農務大臣 いまの矢野発言でございますが、私もどなたもいたしまして、最初は新聞報道で承知をいたしましたわけですが、新聞報道を見て大変遺憾なことである。いま御指摘のようにわが国の養蚕業あるいは養蚕業、こういうものを全面的に否定をする、その存在を否定すると受け取られる発言でございますので、私どもの養蚕

園芸局長から通産省に対して嚴重に抗議を申したわけでありました。

その後四月一日に、通産大臣より私のところに対しましてこれに対する釈明がございました。その要旨は、三月十四日の京都における発言について矢野次官にその真意を確かめたところ、問題となつた部分は生糸の一元輸入という複雑な問題の持つ解決の困難性を強調するために述べたものである、本人としては現行の法律、制度をないがしろにしたり農業を軽視するような考えは毛頭ない、ただ、その真意が必ずしもそのまま伝えられなかったために誤解を招き、関係者にいろいろと御迷惑をかけたことは全く遺憾であり、深くおわびするとともに、誤解を招く原因となつた部分はこれを撤回したいということであつた。これは矢野さんが通産大臣にそう言つた。自分からも二度とこのようなことのないよう注意しておいた、こういう釈明が通産大臣から参りました。

それから、その後矢野次官が直接私のところへまた参りまして、発言については自分としては全く真意ではございませんでした、真意でなかつた部分について、ですから撤回をさせていただきます、また、御迷惑をかけたことに対しては深くおわびをする、こういうことで私のところへおわびに来たわけでございます。

そういうことで、私も同じ政府の中で、大変遺憾なことではございましたけれども、いつまでも農林水産省と通産省とでいがみ合つておつたのではなかなか行政も円滑にいかないものでございまして、一応政府内においては、そういう誠意ある気持ちで全面的な撤回を求めたということにおいて私もそれを了承した、こういうこととでございます。

○宇賀説明員 三月十四日の矢野発言につきまして農林省から御抗議をいただき、その後とりまして措置についてはたゞいま農林水産大臣からお答えしたとおりでございます。矢野次官に対しましては、大臣から嚴重に御注意をされたというふう

いろいろお話がございましたように、われわれといたしましては、養蚕業はわれわれの所管しております絹織物あるいは絹織物業の原料供給者として非常に重要な地位を持つておるといふふうにして認識いたしておりました。従来から蚕糸、絹業一体となつて共存共栄を図るような方策をやるといふことで、一元輸入制度下におきましてもいろいろな施策を講じてきたわけでございます。その従来からの方針に何ら、毛頭変更はないということでも今後対処してまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 すでに両省間でいろいろやりとりをおやりになつたようで、また、先ほども申し上げましたように、他の委員会でもこの件については通産省の釈明もあつたようですからこれ以上深入りしませんが、しかし、大きな誤解を与えたことはぬぐえない事実として残つていゝと思うのです。今後このようなことがないように、通産省に対して強く求めておきたいと思ふのです。

そこで、これとの関連もありますが、今後の蚕糸業振興に当たつて、せんだつて価格を決定する段階で蚕糸業振興審議会から答申が出されておりました、その附帯決議にも四項にわたつていろいろ述べられております。たくさんは申し上げませんが、「政府は、蚕糸、絹業の安定的発展を図るため、次の措置を講ぜられたい。」「蚕糸業の維持発展を図るため、生産性向上対策を強力に推進すること。」四つ述べております。そういう面からしても、やはりこの伝統的な蚕糸業というものは維持発展を図るよう措置をしなければいけないということ、政府にもそれなりの意見具申をしていくわけですから、この方針なりこの考え方というものを、農林水産省は当然でしょうが、通産省もぜひおくみの上で今後の行政を進めていただきたいということを改めて要望しておきたいと思ふのです。

そこで、法案との関連にまた戻りますが、今度生糸検査所の国営の業務が規格検査所に吸収される。もちろんこれからの検査というものは必要

だと思ひますし、業務量の減少が随時なされてきたといふようなことで、これまで職員といふか、定員の削減等もある程度進められてきたと思ふのですが、その経過というものはどのようになつていくかというところ。また、仮に定員の削減があつたとしても、これからの進んでいくのかどうか。生糸検査制度の合理化問題はどのようになつていくのか。これまでの経過とこれからの見通し等について伺つておきたいと思ふのです。

○二瓶政府委員 生糸検査所の業務量の減少に合せてこれまでどう定員削減等を行つてきたかという第一点の分でございますが、生糸検査所の定員につきましては、定員削減を開始いたします前年度の末、これが四十二年度末でございますが、このときには横浜、神戸合せて八十六十二人の定員であつたわけでございます。これが生糸検査業務量の減少等に対応いたしましたので、その後削減に努めてまいつたわけでございます。四十三年度から五十四年度までの間に三百二十九人の削減を行つてきておりまして、五十四年度の定員は五百三十三人に相なつております。五十五年度におきましてはさらに六十一人の削減を考えておるわけでございます。そういういたしますと、五十五年度は最終的には四百七十二名という定員になるうかと思ひます。これは吸収されますので、いづれ検査部門の要員ということその程度の数に五十五年度はなろうかと思つております。

なお、今後どうかというお尋ねでございますが、私たちは、今後ともこの生糸検査部門の要員の削減を計画的に進めていきたいと考えておりまして、具体的には、六十三年度当初までに生糸検査部門の要員を百九十人程度までに削減したいという計画を持っております。

○上原委員 削減といふことは、やむなく配置転換もしくはいろいろな人事の異動のあることにつきます。後ほどまたまとめてお答えもいたしたいのですが、確かに業務量の減少あるいは産業構造の変化、いろいろな諸条件でこういう生糸検査所のような施設が合理化、縮小されていくこと

は、ある面ではやむを得ない社会的必然性かもしれませぬ。しかし、かといってこれをそういう産業構造とかそういう社会の変化だけでどんどん進められたのでは、長くそこで働いてこられた方々の生活、あるいは職業転換というのには大きな悪影響を受ける場合もあるわけで、そこは十分心していただきたいと思います。

生糸検査制度というのは、先ほど冒頭御答弁もありましたが、伝統的産業であるということと、わが国の蚕糸絹業にとつてはきわめて重要な位置を占めている。したがって、今後とも生糸検査所は必要であり、また国がその中核的な役割りを果たしていかなければいけない部門といえます。か面は残されていると私は思うのです。この点についてはいかようにお考えなのか。いま六十二年までに相当の縮小計画というものをもちこたになつて、一定の人員確保はなされるような御答弁もあつたわけですが、いまの点についてはどういう御認識で、今後どうしようとおられるのか、改めてお伺いしておきたいと思つたのです。

○二瓶政府委員 今回、生糸検査所を農林規格検査所に吸収統合することにしたわけでございますが、これは、独立の機関として設けておく必要性に乏しいということで検査所は吸収統合されるわけでございますが、検査そのものはあくまでも維持していく。しかもその検査技術というものは世界に冠たるものでございます。日本の生糸の規格が国際規格にもなつておることでもござい

ます。したがって、検査そのものは当然残りますし、また、この技術が非常に高いわけでございますので、今後におきましても、国営でやります検査といふものがわが国の生糸検査の中核的な役割りを果たしていくと考えております。したがって、先ほど六十三年度当初に百九十名の要員を確保したいということも申し上げましたのは、そういう精度の高いつばな検査をするための必要な人員は十分確保するという立場に立ちまして検討した結果、そういう百九十人程度という

線も出しておるわけでございます。

○上原委員 そこで、これからは生糸検査そのものは必要であり、またこの技術といふものは、検査内容についてもこれまでの伝統的な面があり、冠たるものだ、そのための人員確保については必要な措置をとりたい。おおむね六十三年度までの漸減計画というかそれがあるということですが、そのういつた面は関係団体の方々とせひ十分御相談をいたしまして、強制的な合理化を強行していくとか、あるいは特に検査所に長いことお勤めの皆さんには御婦人の方々も多いと聞いております。実は昨晩遅く神戸の方から私のところに電話がありまして、正月から大変不安でしようがありませ

ん、いよいよこの法案が委員会に取り上げられ、審議されるようになることですが、私たちのこれらの身分やあるいは処遇については万全の措置をとるよう、篤と農水大臣や関係者に訴えてくれという強い要望もあつたわけで、該当者の方々は先行きに大変不安を持つてゐることは間違いないと思つたのです。

そういう意味で、配置転換を余儀なくされる方々、あるいはやむなくおやめになる方もいらつしやるかと思つたのですが、こういう職員の処遇についてはどのようにお考えなのか、不利益になるようなことは万々一にもあつてはならないと思つたのです。この措置につきましてはどうなさるか、ぜひお聞かせいただきたいと思つたのです。

○武藤國務大臣 こういふ非常に伝統的であるといふ点も、歴史のある生糸検査所を統合するわけでございますが、今日までそこで一生懸命働いてきたた職員の方々の処遇といふ問題につきましても、私どもは十分配慮していかなければならないと考へておるわけでございまして、いやくもその処遇が低下するようないかなうに考へていかなければならぬと、配置転換等につきましても、本人ともよく話し合ひを進めて、理解のもとに進めていかなければならぬと思つたは、どうしても配置転換をしていただく場合には新しい職場での研修、そういうものにも私ども

としては十分配慮をしていかなければならない。とにかくいづれにいたしましても、処遇が低下するといふような気持ちを持つていただかないようにな形に私どもは努力をしていきたいと思つておるわけでございまして。

○上原委員 いまの点は、配慮を十分やつてもし過ぎることではないと言つても過言でないと思つた。特に大臣からの御答弁もあつたわけですが、該当者にとつては非常に不安があり、また、永年勤めてきた自分たちの職場が他の機関に吸収されることについてはそれなりのお気持ちがあると思つたので、そこを無視なさらないように、また長いことお勤めになつてきた方々の貢献度に対しては十分報いるように特段の御配慮を改めて求めておきたいと思つた。

そこで、いまの蚕糸業の問題とも、あるいは後ほどいろいろお尋ねすることとも関係してくるわけですが、要するにいま日本の農業といふのは大変危機に直面をしていと言えましようか、米以外は自給率は全くないと言つても言い過ぎでないと思つたのです。さらに、従来の高度成長期における国際分業論あるいは農業離れといふことがあつて、いろんなひずみが出てきて、今日、農業政策といふものは、全般について見直しをしなければいけないんじゃないのか。さらに国際情勢が非常に悪化いたしますと、食糧の確保、食糧安全保障といふものをどう確立するかといふことは、わが国にとつて八〇年代から以降は私はやはり大きな政治課題だと思つたのです。経済課題でもあ

る。そういうこともありまして、御承知のように、せんだつては食糧自給力強化に関する決議を衆議院の本会議で行つたわけであります。これに對しての大臣の御決意もあつたわけですが、この決議文全部を引用するわけにはまいりませんが、要するに「海外からの農畜産物の輸入増加に伴ひ、食糧自給率は年毎に低下し、国民食糧の供給体制を先き行き不安定にしている。また、漁業においても二百海里時代に入り、水産物の生産と供給の確保

について厳しい対応を迫られてゐる。」

こういう状況下で、いまのこの養蚕農家の保護あるいは蚕糸業の問題等、そのほかのすべての分野においてやはり食糧の自給率といふものをと高めたいかなければいけない。国内で生産できるものは、少々値が張つても自国で生産をしていくという方向に私は逐次転換をしていかなければいかぬと思つたのです。このことについてはいろいろ専門の農水委員会なども審議がなされてい

ると思つたのですが、衆議院の本会議決議がなされた段階でもあり、今後のわが国の食糧自給率を向上させていく、高めていくということについて農水大臣としてはどういふお考えで、どのように着手していかれるのか、この機会に改めて御所見を承つてみたいと思つた。

○武藤國務大臣 衆議院の本会議でもあつたような決議をしていただきましたということは、戦後の日本の国会において、食糧の自給率を高めろといふような決議をされたといふことは全く画期的なことではございまして、私どもとしては、やはりそれは真剣に受けとめておるわけでございまして。特に、最近の世界の情勢を見てまいりますと、ソ連のアフガニスタン侵入に伴うアメリカの穀物輸出停止といふような形で、食糧といふものが外交の手段に使われるといふようなことが今後とも起きてくる可能性が出てまいりました。また、FAOの二〇〇〇年の見通しといふことで、まだ正式のものではないようではございますけれども、中間的な形で、この間新聞に出ておるのを見ても、二〇〇〇年には世界の食糧が、現在より五割増産をしないことには需給が保てない、こういうことが伝えられておるわけではござい

ますし、私どももいたしましては、今後、本会議における決議を十分尊重させていただきながら、国内で生産できる食糧といふものは極力国内で賄つていく、こういう考え方のもとに對処してまいりたいと思つております。そういう中であつても、しかしいま、少し値段が高くていいではないかといふことでございま

すけれども、もちろんある程度は国際価格よりは高いことはやむを得ないと思ひますが、幾ら高くてもいいということではなかなか国民の理解が得られないと思ひます。国民の生活の多様化に伴つて需要が変化をきておられますが、その需要の変化に対応してできるだけ生産をする、しかし、それはできるだけ生産性の高い農家を中核としながらひとつ生産をしていただくというところに国民の理解も得られるのではなからうか、こういうことで、きのうから農水委員会と農地三法の審議をしていただいておりますが、できる限り、私も、私どもといたしましては、できる限りそういう形で生産性も高めながら、そして地域の実情に即し、農民の皆様の理解と協力を得ながら、日本の国民の食生活、その需要に合った形で生産をし、極力国内で賄つていく、こういう考え方で参りたいと思ひます。

漁業につきましても、二百海里時代を迎えておりますので、昔のような形で自由に世界のあちこちで漁獲をするということが困難になつてまいりました。今後はそういうことを踏まえてやはり栽培漁業、いわゆるつくつて育ててそして漁業、この栽培漁業を中心といたしまして、沿岸漁業あるいは沖合い漁業、こういうものに相当重点を置いていかなければならない。もちろん、それ以外においてもできれば海外の漁場もできるだけ確保していかねばならぬと思つておりますが、いずれにしても、二百海里時代を迎えて新しい事態、やはり栽培漁業などあるいは沿岸漁業、こういうものを中心として私どもは日本の漁業の振興を図り、それによつて日本の国民の動物性たん白質の約五割を賄つておる魚の資源というものについて確保をしていかなければならない、こう考えておるわけでございます。

○上原委員 私が生上げたのも別に幾ら高くてもというわけじゃないのです。これまでの日本の政府の方が進めてきた農業政策というのが、余りにも国内生産というよりも海外依存というか、国内で生産できるものも海外に依存することに

よつてむしろ農地をつぶし、農業から離れさせていった、そういう過去の苦い経験といひますかあり方というものは、この決議の趣旨にも盛り込まれているように軌道修正を、大きな転換に迫られていのではないのかというのを申し上げたかったわけで、農水大臣は農業よりも通商の方が御専門で、すぐそこの方の保護というのが頭にひらめくかもしれませんが、もつと国内生産の自給力を高めたいということにやはりこれから主眼を置かなければいかぬのじゃないのかということをお願いしていただくわけでありまして、そういうのを基本にしながら、やはり価格の問題とか生産性の問題というのは当然あるわけで、いずれにいたしましても、国権の最高機関とも言われる本会議で決議をされた趣旨につきましては、担当大臣として特に御留意をいただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思つたのです。

そこで、国内の自給力をどう向上させていくかということも密接不可分の問題になるわけですが、目下の国際価格というものはどうなつてゐるのか、また、国際砂糖相場という状況、環境というものはどのように受けとめておられるのか、現況とこれから日本の国内需要、そういう面に及ぼす影響等についてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○森実政府委員 御指摘のように、国際価格は大変高い水準で乱高下を続けております。本年一月から二月には一番の高値を記録いたしました。二百八十七ポンドと、従来の百ポンド水準に比べると三倍に近い水準を記録したわけでございます。これは御案内のように、自然災害によるキューバやタイの減産とソ連の大量買い付け等が直接の誘因になりました。その後投機資金の大量の流入が砂糖市場へあつたこと、さらに不安定な国際情勢を反映したものと考へております。二月中旬から最近までは若干下げ戻してあります。これは国際砂糖協定に基づきます特別在庫の放出があつた事情、それから西欧のビートの作付面積が増加が見込まれるという予測が発表されたこと、それから

投機資金の流入が、アメリカのインフレ抑制策によつてむしろ砂糖市場から流出したこと、こういったことが理由だろうと思つております。今後の動向はなかなか予測を許さないと思つております。

私も、この問題を判断するには幾つかのファクターがあると思ひます。一つは、ことしのサトウキビ、ビートの作付の問題でございますが、特にソ連がアメリカの穀物の輸出規制に対応して穀物とビートとの間で作付の転換をどう図っていくかという問題、それから一つは、ブラジルあるいは豪州、タイ等が進んでおります砂糖のアルコール化の動向、そういったもの以外に、一般的な政治情勢、また関連商品の国際市況、さらに投機資金の動き等が影響してくると思ひます。率直に申し上げまして、現時点で的確な見通しを行うことは困難ではないかと思ひますが、やはりトータルとしても見ますと、基本的には砂糖の需給は堅調なものに変化してくるということは否めないところだろうと思ひますし、また、価格としても高い水準でかなりの乱高下が続くと思つております。

こういった状況を反映いたしまして、いわば輸入価格も年々かなり大幅な高騰になつております。ある時期は現在の価格安定制度の上限価格に張りつく状況まで来たことも事実でございますが、その後の反落で現在はある程度の格差を維持しているところでございます。

○上原委員 これまでも砂糖というのは大変国際相場に左右されてきています。あるいはまた天候と大きく左右されてきたことは御答弁があつたとおりだと思つたのです。一時期異常な市場混乱といひますか、あるいは価格も暴落をいたしました。国内産糖を含め相当ピンチに立たされたことも記憶に生々しく残つております。しかし、いまも御答弁がありまして、最近の国際状況といひますか砂糖相場、あるいはビートの大量生産国の生産の低下といひますか減、そういうものもあ

るやに聞いておりますので、従来よりはこの価格も一定の維持がされ、需要供給のバランスも堅調にいく可能性はあるのじゃないかという気がするわけですね。

そこで、そういうことを想定をする場合にはやはり国内産の保護ということと、従来から問題になつてまいりました豪州との、これは民間ベークスの協定のようですが、これの見直しはどういうふうに政府としてはお考えなのか。これも指摘をするまでもなく、価格変動によつて大変な政治問題になつてきている。要するに八一年でしたか、来年の六月にたしか期限切れになると思つたのです。その後の砂糖協定というものはどのようなお考えなのか。固定相場でいくのか変動相場でいくのか、また量は五カ年でたしか三百万トンでしたかね、その程度のことをお考えなのか、このことについてとひとつ政府のお考えを聞かしておいていただきたいと思ひます。

○森実政府委員 お答え申し上げます。御指摘のように、現在の豪州との長期契約は昭和五十六年の六月に期限切れとなることになつております。まだ現在契約当事者、つまり民間ベークスの交渉は開かれておりません。具体的な交渉は進んでおりません。今後どういふ交渉が進むかは、事態の推移を見守つていきたいと思つております。いずれにせよ、豪州はわが国の輸入砂糖の安定供給先であるというところは、私どもも砂糖の供給安定の観点から評価していかねばならないと思つておりますが、御指摘の価格の問題等はなかなかむずかしい問題もあると思ひますので、契約当事者間の話し合いを十分注視してまいりたいと思つております。

○上原委員 そうしますと、政府としては現在の協定が終了した段階でもさらに継続をしていく、その内容とか具体的な取引というところにつきましては当事者間に任ず、こういうお立場ですか。

○森実政府委員 内容と申しますか、話し合いがつくかどうかということ、契約をさらに将来に向かつて締結していくかどうかということは表裏

一体の関係でございますので、なかなか切り離して考えるわけにはいかないとはいえますが、しかし基本的には、相当量の豪州糖を安定的に輸入するという取り決めは行われる公算が非常に大きい、また、それはそれなりにわが国の砂糖の供給安定という観点から評価をすべきものというふうに見ているということでございます。

○上原委員 これも国内の生産量が非常に落ち込んでいて、ビート、サトウキビを入れたってたしか一六か一七、八%ですね。二〇%を割っているという段階では、国内需要を満たし切れないわけですから、どうしても豪州なりその他の外国から輸入をせざるを得ない、こういうことになるように思うのですが、先ほども申し上げましたように、できるだけ国内自給率を高めていくという、しかも政府はせめて二〇%までは国内産糖で賄うという計画も一定時期おつくりになったわけですね。だがそれが、計画目標ではあるがなかなかいかないんだということと足踏み状態になつてくる。こういうことなども、今後の国際見通しなども立てて、やはり国内でもっと砂糖の生産量を高めていく、あるいは生産性を上げていくという努力をしていただきたいと思います。私はそれが必要だと思うのです。

そのことを私たちはかねがね政府に強くお願いをしてきたわけなんです、いまの国際環境等もあわせて考えた場合に、これから国内の砂糖生産というものをどう高めていくか。その場合に何と云つたって北海道のビート、あるいは沖縄のサトウキビ、甘蔗糖ということになると思うのですが、これからの沖縄のサトウキビ振興策についてはどうにお考えなのか、今日までも、政府の助成措置で価格の問題あるいは反収の増加、増進ですね、もちろん基盤整備等を含めていろいろとやられてきているわけですが、今後政府としてどのような振興策をやっていくかというところのこと、また、価格面についてもわれわれは生産費所得補償方式というものを従来から主張してまいりましたが、いまの糖安法、そういう面では制度的、法的

的側面ではなかなかむずかしいということで、これもずっと実現をされないままに経過をしてきている。現段階で、今後のサトウキビの振興、国内の砂糖の原料確保というものを、これについてどのような方針でやっていくかというところ、まずその基本的なお考えからお伺いをしてみたいと思うのです。

○森実政府委員 現在、わが国の砂糖の生産量は、御指摘のようにビートが約四十六、七万トン、甘蔗糖が二十二万トン、合わせて七十万トンに近い水準になっております。これは、自給率としてはなお二三%程度でございますが、絶対量で申しますと、戦前のわが国の人口なり消費水準を考えると、大体戦前の規模であれば賄える程度のところまで北海道、沖縄、鹿児島、三県で生産が確保されているという状況になっていることは御案内のとおりでございます。

私も、やはり砂糖についても適地適産の原則に従いながらその生産を振興すべき必要があると判断しております。特に、沖縄のサトウキビの問題につきましましては、従来からも甘味資源の特別措置法に基づいて沖縄県をサトウキビの生産振興地域に指定してございまして、生産の増大、反収の増大、さらに収穫作業の省力化の問題、優良種苗の普及の問題等に努力をいたしているつもりでございます。まして、特に五十五年からは新たに土壌改良、害虫の防除等を行うための生産向上対策事業やあるいは収穫機械の改良普及を図るための現地適応実証展示園等の対策も実施しているわけでございします。

また、価格対策につきましましては、これも御案内のように、現在価格安定制度のもとに糖価安定事業による買い入れ、売り渡しを通じて、分みつ糖については価格支持を行っているわけでございますが、この基本は今後も堅持すべきものと思っております。また、特に沖縄の離島について問題になりますコスト面の不利を補正するための糖業振興臨時助成費等も、今後とも問題の重要性を十分認識しながら、必要性に応じて維持していきたいと思っております。

たいと思っております。

○上原委員 これまでの御方針を堅持していかれるようですが、それはよしながら、やはり従来、支持価格の問題をわれわれが、農民の方々が要求するまゝとはいかないにしても、もう少し、せめて六割ないし七割程度までは上げるべきじゃないのかと言つても、なかなかさういきませんよ。財政事情もあることもわかりますが、要するに鶏が先か卵が先かという論議になった面も、そう受けとめられることにもなるかと思うのですが、支持価格が抑えられて、生産性を向上するあるいは耕地面積の拡大をしていくというのは、農民にとつてはなかなかむずかしいことですよ。それと、国際的に非常に左右されるというようなことを考えた場合には、国の先導的な政策誘導といえますか、役割割りというものがあらゆる農産物には必要だと私は思うのです。

特に離島である、サトウキビしかつくれない、単作をしている。北海道のように耕地が非常に広くて作目転換も年々の気候状況なりあるいは農産物価格の変動によつて多様化できるという面は、なお利点はあるわけですが、沖縄の場合さういえない面があるわけですね。そこをぜひ御配慮いただきたいということ。ですから、いま御答弁もありました、今後のサトウキビ生産合理化緊急対策事業というものはぜひ継続して充実をすべきたということ。さらに、含みつ糖の合理化緊急対策事業費につきましても、最近いろいろな新聞報道なりを見ていると、一時たぐさんのストックを抱えておつて、厄介者扱いと言つたらちよつと憂かもいれませんが、要するに黒糖ですね、含みつ糖が非常に売れ行きがよくなつて人気が出てきた。これも市場関係、いろいろな面に関連はしていると思うのですが、離島振興という面からしても含みつ糖の保護というものは絶対不可欠な、必要なことなので、このことについてもわれわれは含みつ糖並みの保護をやつてもらいたいということに常に主張してまいりましたが、これもなかなか容易でない。このことについてもなお力を入

れるべきじゃないかということです。

それとの関係におきまして、やはり北海道のビートもそうでしょうが、奄美、鹿児島、沖縄を含めての砂糖需給の適正化及び糖価の安定を図るという意味で例の砂糖の売戻し特例法も策定をして、これもいろいろと検討されていると思うのですが、これらのことを考えてみました場合に、特例法の果たした役割、趣旨というものは、私は、やっぱり当分の間継続して、生かすべきだという立場をとっているわけですね。また、沖縄にとつても、これは絶対必要な措置で継続していつても、これは強い要求が出されていること、大臣を初め関係の皆さんもおわかりのことだと思つたのです。そういうことに対して、総合的なことになつてくるのですが、今後の国内糖業というものをどのように推進をしていかれるようとするのか、また、この特例法についても、やはりその趣旨を生かすように最善の努力を今後も続けるべきだと思つたのですが、沖縄のサトウキビ振興あるいは含みつ糖その他の問題等について大臣の御所見をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○武蔵国務大臣 細かくは後ほど局長から御説明させていただきますけれども、やはり沖縄の置かれておる中においてさういう面の振興を、沖縄の振興の一環としてさういうものを考えていかなければならない、ほかになかなか代替を考へることのできない沖縄の実情というものは私もよくわかつておるわけでございまして、さういふ点において、極力その振興を図つていかなければならないと思つております。

ただ、それとの関連で特例法をどうするかというお話でございますけれども、まだ私も特例法を延長するかどうか、結論は実は出してないわけでございます。

(逓次委員長代理退席、委員長着席)

また、正直特例法の延長と沖縄のさういふ甘蔗をやつておられる農家の振興と一致しているかという点必ずしもそうではないという点も私は思うわけでございます、製糖工業界の実情なりいろいろ

ろのことをやはり考え、あるいは国際相場なりそういうものも考え合わせながらこの特例法を延長するかどうかは判断をしなければならぬ。沖繩の農家の方々だけを思えばこれは延長した方がいいという気持ちは持つのでございますけれども、ほかのいろいろな問題もございまして、その辺で、特例法の延長をどうかという点についてはいろいろむずかしい問題もあらうかと私は思っておりますが、いずれにしてもまだ結論は、正直いま現時点では出しておりませんので、今後検討を続けていかなければならないと思っております。

○森実政府委員 御指摘のございました生産と生産費なり価格の問題でございます。

私も、やはりサトウキビについては生産合理化の余地というのは非常に大きいと思っております。そういう意味では、生産対策を通じてコストを引き下げる努力が基本にあると思っております。また、コストの把握がなかなかむずかしい作物でございます。特に沖繩については制糖労働等をどう見るかというふうな問題がありまして、トータルとして評価しますと、生産費は現在政府が決めている価格でカバーできるところまではおおむね来ているのではないだろうかと思っております。では、今後とも十分実態を考慮し、慎重を期してまいりたいと思っております。

次に、含みつ糖の問題でございます。

御案内のように、含みつ糖については需要が低減している、減少しているという事実が否かたに思っております。その意味では、やはり需要に見合った生産に持っていくことが基本だろうと思っております。その意味では、沖繩産の含みつ糖については、九千トン前後、一万トン程度が適正な生産量ではないか。その意味では、含みつ糖の分みづ化ということが基本だろうと思っております。前々から先生からも御指摘もございまして、ことしから伊是名で分みつ糖工場化を進めることにいたしました。分みつ工場が近く建設さ

れることになっております。こういった措置を講ずることが基本だろうと思っております。さらに、含みつ糖につきましては、生産の合理化、品質の改善、用途の開拓等には今後とも努力をしていきたいと思っております。

また、価格制度としましては、御案内のように、復帰対策の一環として、現在価格差補給金を交付しておりますが、この価格差補給金は今後とも継続すべきものとわれわれ考えておりまして、この制度による保護を考えてまいりたいと思っております。

○二瓶政府委員 先生の御質問の中に、サトウキビ生産合理化緊急対策事業を継続すべきではないかというお話がございました。先生御案内のとおり、この緊急対策事業は十億円の予算規模をもちまして、五十二年から三年間ということとでスタートしたものでございます。したがって、五十四年度で終了年度を迎えるということとで、五十四年度で一応打ち切ったわけでございます。ただ、沖繩のサトウキビにつきましては、今後とも生産性の向上と生産費の軽減が急務であるという認識に立っておりますので、五十五年からは、新規に計画的、集団的な土壌改良をやる、あるいは計画的、集団的に害虫、野鼠の防除等、こういうものを実施することを内容にいたしますサトウキビ生産向上対策事業というものを八億の予算規模をもちまして実施したい、こういうことで考えておるわけでございます。

○上原委員 いまのサトウキビ生産向上対策事業費ですが、これは確かに、生産合理化緊急対策とわれわれが継続しなさいという裏返しといえますが、これに伴って五十五年から計上されているわけですが、額が減少した、落ちたということと、それからこれも一応五十七年度までですね、五十五年、五十六年、五十七年と、八億、五億五千万、三億と。ですから、緊急対策事業費も三年、今度の生産向上対策事業費も三年で打ち切られると、やはり問題が生ずるということは、いまの段階で五十七年度以降まで論ずることはちよっ

と早いかもしれません。少なくとも額の変動は、予算措置とかあるいは生産向上、そういう面のことがいろいろありますから、変化はしていても、それに類似するものは継続をしていくという方向性はぜひ持っていたきたいということをお願ひしておきたいと思うのです。

そこで、含みつ糖のことについては、価格差補給金は今後も継続していきたい、またいかなければいけないという強い御答弁がございましたが、たしか五十五年は、これは開発庁予算に計上されておる分ですか、十二億五千八百万。開発庁来ていらっしやいますね。

○森実政府委員 御指摘のとおりでございます。開発庁予算に計上したものを移しかえて支出しております。

○上原委員 もちろん生産量、そういう面に変化が出てくると思うのですが、この程度のことは継続して農林水産省としてもやっていきたい、またやるべきだというふうには先ほどの御答弁は理解してよろしいですか。

○森実政府委員 私申し上げておりますのは、制度は、特別の事情の変更がない限り継続すべきものと考えておりますが、数量につきましては、先ほど申し上げたように、需要に見合った生産をつくり上げる努力を基本に置かなければならないと私も思っております。数量の問題については十分地元とも話し合いながら合理的な規模に持っていくかなければならないと思っております。

○上原委員 数量の問題は、私も離島各地をときどき回って感ずるのですが、いろいろあろうかと思ひます。先ほどありましたように、伊是名が含まみづから分みつ工場への転換をやっているわけですが、そのほかにも若干あるかもしれませんが、どうしても含みつ糖しか、黒糖しかつくれないという僻地、離島のことにつきましては、これからは出てくる問題ですので、そこからは十分配慮いたしたいと思ひますし、われわれとしてはこの含みつ糖の問題につきましてもできるだけ分みつ糖並みの保護策を講じていたきたい、法制度に

よる制度的な保障措置といえますか保護措置というものを講じていたきたいということを改めて要請しておきたいと思ひます。

そこで、時間の都合もありますので次に進みます。

次も沖繩特有といえますか、これこそサトウキビよりも沖繩特有のパインの問題についてお尋ねしたいと思ひます。

これも私は沖繩特有のいは予算の分科会においても何回か取り上げてきたわけです。端的に申し上げて、地元の努力なり関係者の努力を要する面もまだあると私も思ひます。あると思ひますが、基本は、自由化をされてきたがゆえに、サトウキビもそうですが、大きなダメージを受けていることは間違いないわけです。最近のパイナップルの国際環境といえますか、状況あるいはまたそれとの関連で、沖繩産の取り扱い状況などはどういうふうになってくるのか、ひとつお示しをいたしたいと思ひます。

○二瓶政府委員 パイナップルかん詰めのが国での供給は、一つは沖繩の製品、それからIQでやっておりますが、輸入のパイナップルかん詰め、それからもう一つは冷凍パイナップルの姿で輸入されましてこれがかん詰めになって供給されるという三つの供給源があるわけでございます。沖繩産が増加傾向にある中で、五十三年度までは冷凍パイナップルかん詰めも非常に増加しまして、市場での競争が心配されたわけでございます。しかし五十四年になりますと、冷凍パイナップルの輸入減に伴ひまして冷凍パイナップルかん詰めも落ちつく傾向にございます。他方、需要の方でございまして、従来冷凍パイナップルかん詰めとの競争等から、沖繩産の在庫増が懸念されておりましたが、五十四年度末にはほぼ正常な在庫に落ちついておりまして、五十四年度の沖繩産の消化は、おおむね正常に推移しておるというふうに見えておるわけでございます。

○上原委員 今後の見通しはどのように見えておられるのですか。

○二瓶政府委員 五十五年産のものにつきましてはこれからということでございますが、これにつきましては、冷凍パインのかん詰めといえますものも従来の在庫のものも、前年からのずれ込みのものもあるようでございますので、安心はできないと思ひます。したがって、今後ともその抑制というものは努力をしてまいりたい、こう思っております。

○上原委員 確かにいま局長御答弁ありますように、冷凍パインの問題なのですが、五十四年度は、きのう皆さんからいただいた資料によると幾分数量は落ちていますね。五十四年が一万九千四百四十七トンですか、五十四年が二万八千七百七十トン。しかし問題は、この冷凍パインの取り扱いなのですよ。これは当初はかん詰め化しないという前提だったと私は記憶しているわけですね。四十七年度でしか、冷凍パインを入れるということとは将来非常に問題が生ずるよということをおの当時からわれわれは指摘したわけですが、相手国との関係もあるということでもやられて、私たちの記録によりますと、五十年から現在までを仮に見てみても、輸入パインのかん詰め化されたものは、五十年が三十九万ケース。五十二年になると百三万ケースになっていきますね。五十四年が百十五万ケース。こういうふうになん年増加してきているわけですよ。こうなりますと、もう沖縄産等のかん詰め化されたものとは同等の量に近づきつつあるわけで、これではなかなか太刀打ちできない。幾ら生産合理化しなさい、あるいは価格の問題を考えなさいと言ってみても、どんどん冷凍物を入れておつてはどうにもならないのじゃないでしょうか。したがって、かん詰め化しないという前提であったとするならば、ここまで膨張してきたもの、拡大されてきたものがいまさらということになつてはいかないかと思うのです。複雑な問題があるということは私もある程度わかりますが、もう少しこのことにつきましては、行政指導なり関係業者へのいろいろな対策を講じていただかないとならないのじゃないかと思うのです。

ですから、沖縄県のパイン果樹生産振興対策推進協議会なりあるいは県の農業協同組合、生産者代表等が昨年の十二月でしたか、パイナップル産業の保護育成に関する要請というものをやつて、またつい最近もこれがなされていきますね。このことにつきましては、五十四年度はほぼ正常な消費が沖縄物についてもなされた。しかし、五十五年度以降になるとちよつと横ばいで、先行き不安だといふ大変心配をしているわけですね。だから、これもいろいろな点は指摘はされると思ひますが、昭和四十八年、四十九年ごろは実に九万四千トン、九万五千トン、約十万吨近い生産量であつたわけですね。その後大変な困難があつてがたつと落ち込んだ。三万五千トンまで落ち込んだ。最近ようやく四万数千トン、まあ五万吨台に乗せようかという生産目標を立てて一六万トンくらいですか、立ててやろうというやききにまた先行き不安となりますと、ますます農家の生産意欲というものを阻害してしまう結果になりますので、せんだつても局長にお会いをしていろいろお願いもしたわけですが、要するにグローバル物の輸入時期を一定時期ずらすとかあるいは数量を幾分減らすとか、沖縄産優先消化ということに対しての行政指導といふことが、そこをぜひやっていただきたい。

さらには冷凍物に対する関税引き上げという意見も強いわけですが、これも御承知のように四十七年でしたか、二〇%から三五%に引き上げたという前例もあつて、最近また東京ラウンドではむしろ向こう何年かに三〇%に落としていくという方針変更が出てきているわけでしょう。そういう面からすると、いまの状況では上げるということではなくて容易でないことは私も理解をしないわけではありせん。しかし、この数量の問題等についてはもっと考えるべきだと思うのです。同時に冷凍物であるという表示、ラベルの問題等なども、どうも言い過ぎかもしれないが、野方図になつてゐるのではなからうか。

ように今後対処していけるのか。このパイン問題については政府の真剣な御配慮が私は求められていると思うのです。そういう意味で御努力もいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○二瓶政府委員 パイン問題でございますが、実は四十九年に百四十万ケースという大量の過剰在庫が山積みで、この対策で大変なつたわけでございます。その結果、ただいま先生からお話のございましたように、冷凍パインの関税を二〇%から三五%に引き上げる、あるいはまた冷凍原料使用の表示を義務づけるというようなことをやり、また、輸入商社等なりかん詰め製造業者への自粛要請というようなこと等もやつてまいつたわけでございます。今後とも沖縄品の優先消化という観点に立ちまして、こういう努力はさらに続けていきたいというふうに考えております。

ただ問題は、沖縄のパイナップル生産なりこれの使用のあり方をどう持つていくかということが私は基本にあるのではないかと今ふに思ひます。前の四十九年のときに、いわゆる沖縄産のパイナップルは大体かん詰めに向けられておりますけれども、かん詰めだけでなく、むしろ果汁、ジュースをしぼつてはどうかということ、本島と石垣島に對しまして、それぞれ冷凍、濃縮の製造の果汁工場の建設補助を十分の六の補助率でもつて行つたわけでございます。両方とも稼働に入つておるわけでございますけれども、やはりそういうものを利用するということで、沖縄産のパイナップルにつきましてはかん詰めにする一方、それとあわせて果汁も生産するということで、両方相まつていかないとまずいのではないかと今ふに私は考えております。そういう面、今後県の方とも十分その辺を連携をとつてやっていきたいと思ひます。

なお、先ほど申し上げましたように、かん詰めの方につきましては関税措置も三五%ということをやつておりますし、冷凍原料使用の文字の拡大なり着色料使用の場合の表示の義務づけ等、引き続き行政措置でできることはやっています。

こういうふうにして思つております。

○上原委員 もちろん、そういった原料の多様化といふことは、いろいろ工夫をせにやいかないといふことはそのとおりかと思うのですが、一昨年にはありますが、予算の分科会で二瓶局長は答えになつたこともある。あのときも三五%の関税引き上げだけでなしに、いろいろの手を今後打つていかざるを得ないと答弁なさつた。さらに当時の渡辺農林大臣も、JAS規格の明示とか品質改良の促進、さらにはタイからの輸出についても秩序のある輸出を求める、こういう御答弁もしております。確かに昨年、いま御答弁もありましたように、ある程度順調な市場関係が保たれておつたのです。が、先行き非常に不安を持っているということ。しかもそろそろ生産期に入りますね、八重山は五月段階から、早いところは。そうしますと、これからのことになりまして、この輸入グローバル問題等、冷凍パインの量の規制といふもの、あるいはかん詰め化をできるだけせよといふ基本に戻つてこの問題には対処していかなければ、いまのままではどうしても資本の強い方あるいは安物勝ちといふようなことになりかねませんので、沖縄側には新たなジュース化の問題とかいろいろな品質の改良、そういうものを求める、生産向上を求めると同時に、政府の立場でできる問題等についてもう少し積極的なお骨折りをいただきたいと思ひますが、そういうお立場でやりますか。

○二瓶政府委員 先ほど申し上げましたとおり、この冷凍パインを使用いたしますかん詰め、この面につきまして自粛の要請なり、あるいはかん詰め用の冷凍原料使用の表示の問題等につきましても、十分行政指導でもつてやつていくということでは申し上げたわけでございます。ただ、その行政指導でわれわれやります一方、先ほど申し上げましたように、沖縄におきましてかん詰めと果汁という形で二本柱でいっていただくのが、沖縄のパイナップルの将来を考えた際にもその辺がむしろ至

当ではないかということで、そういう面もお願いをしたいということを申し上げたわけでございませう。

○上原委員 このことにつきましてはぜひ積極的な御努力を賜りたいと思ふのです。

次に進みますが、若干前後いたしますが、沖縄の水産業のことについてちょっとお尋ねをしてみたいと思ふのです。

言うまでもありませんが、二百海里時代を迎えている。また、エネルギー問題等もあって、なかなか海運業という漁業も大変な状況にいま置かれています。燃油価格の高騰などもあって、これは沖縄に限らず日本全体の水産業の見直し、海洋から沿岸、あるいは規模の大規模から中型、小規模というように迫られている面もあると思ふのですが、できればこのことについては大臣の所見を伺っておきたいのですが、二十分の約束がもう三十分近くなるのだからお帰りにならぬので進みますが、今後沖縄の水産業についてはどのように進めていかれようとするのか、また、現状はどうとらえておられるのかということ。

私の方から若干申し上げますと、たとえば沖縄振興開発計画では、沖縄県は漁業にとって非常に有利な地理的、自然的特性を持っている。そういう特性を生かして、一つには漁業生産基盤を整備充実していく。二つ目には漁業経営の近代化を図る。三つ目には流通機構の整備と漁業協同組合の育成を図っていく。四つ目には増養殖業の振興と漁場環境の保全、五つ目には水産試験研究の拡充と普及事業の強化を図っていく、こういうふうに変りつぱな目標を立てられているわけですが、もちろん、この目標達成には単に政府だけでなくして県段階、関係者の努力も必要であることはわかりますが、一番おくれしてきたのは沖縄の水産業なんです。

米軍支配下においてはほとんどそこまで手が回っていない。あるいは軍事基地その他の演習場が島の周辺に張りめぐらされていることもあって、ほとんど漁場というのが活用されていなかった、

しにくいという条件にあるわけですが、ここいらの点も含めて、政府の御見解を承ってみたいと思ふのです。

○米澤政府委員 先生御指摘にございましたように、沖縄県における水産業の振興は、沖縄の振興開発特別措置法という法律に基づきまして、振興開発計画の一環として進めてまいりました。第六次の漁港整備計画に基づき漁港の整備であるとか、先生御指摘になりましたように、水産業の構造改善の特別対策事業による生産、流通、あるいは沿岸漁場の整備開発事業による人工魚礁の設置等の事業を実施してまいりましたところでございますけれども、先生御指摘のように、沖縄県の水産業は、残念ながらまだ全国の水準あるいは平均から見ましておくれがいろいろ見られるということ、

で、われわれといたしましては、在来のものである事業の拡充を通じてなるべくテンポを速めて、全国水準に近づくように精いっぱい努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○上原委員 ですから、大変おくれしている。いま私が申し上げた五項目のこの目標があるわけですね。これの達成状況といえますか、進捗状況はどうなっているかということ。農水大臣も、つくり育てる漁業を積極的に推進していくと述べておられるので、ここいらをどう進めていかれるのか、もう少し具体的な内容をお聞かせいたしたい。漁港の整備とかあるいは漁場の確保とか養殖業、そういうものはどういうふうに進捗されておられるのか。

さらに、沖縄には相当のCTS基地があるというふうなことも私は無関係ではないと思ふのですが、海岸、海浜の汚染もひどいですね。タンカーからの海上投棄もなされている。こういう影響で、オイルボイルその他で漁場そのものが破壊されかねない現状にある。こういうことについて政府はどのようなお立場で対処するのか。もう一点は、今年度の予算で、たしか栽培漁業センターの設置費ということで六千三百万ですが、本部町に栽培漁業センターを設置するという

このようですが、その事業内容、設置効果、これからの見通しなどをお聞かせをいただきたいと思ひます。

さらに、まとめて言いますが、サメによる漁民の被害なども重大な問題になっております。たとえば八重山の波照間沖などの漁場では、年間二十億円前後の水揚げがあるようですが、サメによる被害額もその四分の一、五億円前後に達している。これは漁民の皆さんが自力でいろいろ対策を立てているようです。イルカの被害防止対策ですが、そういう面は国の方からも助成措置をやっているようですが、このサメの被害についても、これは単に漁民だけの問題で片づけられるということにはならないと思ふのですが、そこいらを含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○米澤政府委員 先生から幾つかの御質問がございました。

一番最初に、いろいろな事業の進捗状況は一体どういうことになっておられるのかという御質問でございます。五十二年から五十七年までの五年計画といふことでございしますけれども、五十五年の末までにその計画の約六五・八％を達成するという計画にいたしております。全国の平均では約五六％といふことでございします。漁港に関する限りは全国の平均よりは進捗状況が早いといふことでございまして、五十七年までにはぜひ一〇〇％目標を達成するようにしたい。また、今日までの工事の進捗状況でまいりますれば、それは当然達成できるものと私は考えております。

構造改善事業も五十三年から五十九年までの計画にいたしておりますけれども、これは現在までのところ、五十五年の末までで約四四・八％といふことで、終期が五十九年でございしますから、まだ五十九年までに達成できるかどうか予測のつけにくい段階でございしますけれども、今日までのところ、ほぼ順調にまいっておりますというぐあいに考えております。

末、五十七年末で終わるものがございますが、いずれも八〇％前後の進捗状況を示しておりますので、ほぼ計画は達成できるのではないだろうかというぐあいに考えております。

第二番目の問題は栽培センターの設置の問題でございますが、栽培漁業センター、これは各県につくっております。沖縄県の栽培センターにつきましては、今年度の予算で補助をいたしましてその設置を行いたいと考えております。場所は国頭郡の本部町、沖縄本島でございますが、そこに工事の完了を三カ年の予定でこれからセンターをつくりたいと考えております。

主要な施設といたしましては、陸上に種苗の生産施設、池であるとかそのほかの施設をつくりまします。それから海上にも小割り生けすというふうなものをたくさんつくります。海上で種苗を飼ってまいります。それからそのほかにもろろん管理棟であるとか実験棟であるとか、あるいは作業運搬船というような付属施設を予定しております。

それで、主要対象魚種及び種苗生産予定数、これは完了した五十八年度の数字でございしますけれども、ハマフエフキダイ、これを大体六十二万五千尾ぐらい放したい、ミナミクロダイ六十二万五千尾ぐらい、ヒメシヤコダイにつきましては十萬尾、クルマエビにつきましては百万尾ということになります。

何分にも新しいところでやる事業でございしますから、どれぐらいの効果があるだろうかといふことは的確にはなかなか申し上げにくいのでありますけれども、これらはいずれも地つきの魚でございしますし、いままでほかの地域でやりました経験を生かせばかなりの経済効果が上がるのではなからうか、とらぬタヌキの皮算用かもしれませんけれども、そういうぐあいに考えております。

それから先生御質問の第三点は、タンカーの廃油ボイルによる汚染の問題でございします。ちょうど沖縄本島はタンカールートに接近をいたしておりますので、主として南西諸島を中心にかなり廃油ボイルの漂着等の被害が発生をいたし

ておりますけれども、この問題は、基本的にはまず関係法令の厳正な運用、それから不法投棄に対する監視、取り締まりの強化ということで根絶をしましなればならないわけでございまして、水産庁といたしましては、その意味で関係省庁にいろいろな要請を行いますとともに、必要に応じいろいろ協力、連携を図ってまいりたいと考えています。

また、原因者不明の廃油ボールなどの漁業被害につきましては、漁場汚濁被害救済基金というものがございまして、国がこの基金の行う救済事業に対して助成を行っております。沖繩につきましても、五十四年度にはこの基金から、約十九件の廃油ボールの漂着についてその防除費の助成を行っております。いずれにしろ、廃油ボールの問題はなかなか根絶はむずかしい問題でございまして、被害の防止が大事であるというぐあいに私は考えております。

第四番目の問題はサメの被害の問題であつたと思いますが、先生が御指摘になられますように、サメの被害がこのごろ非常にふえてきた、かつてはサメをとる漁業があつたということ、あるいは沖繩の場合でありますと近隣でサメを対象とする漁業があつたということで、かつては比較的被害が軽かつたのではないかと思ふのでございまして、けれども、最近はその被害が非常に目につくようになってまいりました。同じような被害は伊豆諸島にも発生をいたしております、その意味で東京都の水産試験場で国の指定調査研究総合助成事業ということでサメの資源、生態の調査、被害を防止するにはまず生態を明らかにしなければなりません、それからどうやってとるかという問題、あるいは駆除をする、追い払う、そういう効果などの面につきまして研究を行つてまいりました。その成果を評価の上、沖繩県とも十分に協議をしたが、早急にどうやったらサメの駆除対策ができるか、沖繩県と十分相談をしてまいりたいというぐあいに考えております。

○上原委員　そういった起きていろいろな被害等についてぜひ積極的な措置を講じていただきたいということ。何といたつたであれだけ海に囲まれている、豊富な漁場を四面持つてゐるわけですから、それをもっと振興開発計画の中でも位置づけ、生かしていくということを開発庁ともよく御相談の上、やっていただきたいと思ひます。

そこで次に、この漁業の問題との関連で、漁船用燃料の確保、最近の油の高騰もさることながら、燃料そのものの確保がむずかしいという状況がここ二、三年来出てきているわけですね。漁船用燃料の、特にA重油が値上がりしただけでなく、燃料そのものの確保が困難、もちろんこれは沖繩県だけじゃないですね、全国的にそういうような現象があると思ひます。

しかし、全漁連の方針は、原則として漁船の実績に基づいて供給をやる。だから、実績がないとあるいは新規の漁船建造をしたというようなことになると、なかなか燃料確保がむずかしいという事態が出てくるわけですが、これに対しては、きのういろいろレクチュアを受けてみますと、何か低利融資制度があつて、遠洋、近海、沿岸、やつてゐるというのですが、やはりもっと財政的といひますか、予算措置を講ずると同時に、燃料確保の問題については水産庁として力を入れるべきじゃないのかと考えるのですが、現状どうなつておつて、これからどうなさろうとするのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○米澤政府委員　石油の需給の問題、昨年大変逼迫をいたしました、先生御指摘のように、逼迫をしたという状況の中で石油の奪い合いのことをする、したがういふことで、供給者側は実績以上に供給しないといふことでいろいろの摩擦が出てまいつたわけでございますけれども、幸いにして最近では、量的には、沖繩を含めまして全体的に言へばほぼ均衡状態にあつて、量に關する限りは奪い合いといふような事態は一応解決をされて、やや小康状態を保つてゐるのではないかと今度ぐあいに考えております。しかしまた、今後の問題でござ

いますと、地域によつては油の獲得に円滑を欠くような場合が出てくるのが將來あるかもしれないけれども、そういう事例が発生した場合には、在来もやつてまいりましたように、その都度、個別具体的なケースにつきまして私どもの方から資源エネルギー庁の方に連絡をいたす、そして関係業界に指導をしていただきまして、個別具体的に問題の解決を図りたいというぐあいに考えております。

○上原委員　量的な面は一応確保されているといふことですが、また変化もあるかもしれません。同時に価格の問題等については、むしろ値を上げるとかいろいろなからくりがなされないとも限りませんから、特段の御努力をやつていただきたいと思ひます。

そこで、大臣お見えになりましたが、席を外しておられる間に、サトウキビの話の後に沖繩のパインの問題と水産業の振興策についてお尋ねをしてお、局長からいろいろ御答弁があつたわけですが、武藤大臣も何回か沖繩に行かれて実情について知つていらつしやる方だと私は理解をしてゐるわけですが、特にサトウキビと関連をしてパインといふのも、後ほど時間があれば具体的に申し上げますが、確かに現在、農業総生産に占める金高から言つて非常に落ちてきてゐるわけですね。しかし、北部や八重山、石垣を主体に特産物的、基幹産業的といひますか、位置を占めてゐるのは間違いないわけですか。こういうものについては、もと国内で生産可能なものの拡大を図るという基本に立てば、冷凍物を抑えていくとか沖繩産の優先消化といふことをやつていくとか、いろいろ工夫をしてもらいたいといふことで、局長からも御答弁がありました、改めてこの件についても大臣の所見を承つておきたい、同時に、沖繩のこれからの振興開発といふことを考えた場合に、あれだけの海をどう生かしていくのか。沿岸漁場とか、四囲の海の利用といふもの。そういう面では、最もおくられてゐる水産業といふものを今後どう農水省としてやつていかれるのか。大まかなこ

とについては私のお尋ねについて大体御答弁がありました、政治を現に担当しておられる大臣という立場での御見解も改めて聞いておきたいと思ひます。

○武藤国務大臣　途中お時間をいただきました、大変ありがとうございます。

いまの問題、パインの問題にしましても、ちょうど昨年私が就任して間もなく、第一回のASEANの経済閣僚会議が東京で行われまして、その席でもASEANの国々からは、特にパインの輸入について日本はもっと門戸を開けと大変強い実話は要望が出てきたわけでございまして。しかし私は、日本における、特に沖繩のいまの農業を振興していかなければならないという、いまちやうどその過渡的な時期である、しかもまだ内地と比べれば、沖繩の場合どうしてもより振興には私ども温かい手を差し伸べていかなければならないというところで、いろいろのそういう施策を考えておるときに、なかなかそう簡単にはいかないというところ、私拒否をいたしましたわけでございまして。そういう意味においても、私どもはこの沖繩のパインアップルの生産といふものについては、今後とも極力その振興には力を入れていきたいと考えておるわけでございまして。

ただ、局長からも答弁があつたことと思ひますけれども、構造的にまだまだよりよくしていただかなければならぬ点はございまして、そういう点は沖繩の農家の方にも御協力をいただかなければならぬ点はあるかと思つておりますが、基本的には、私どもは沖繩のこのパインの農業生産について極力その振興に協力をしていかなければならない、こう考えております。

それから漁業の關係でございまして、これは先ほど国会の御決議に關連して私御答をいたしました中にも申し上げておりますけれども、これからの日本の漁業といふものは、やはり二百海里時代を迎えて沿岸漁場の整備あるいは栽培漁業の振興、こういうところに重点を置いていかなければならないことは当然でございまして。

そういう面においては、沖縄も海に囲まれておる地域でございます。海岸線が非常に長いわけでございます。また、内海のなところもあるわけでございます。内海という方があるわけでございます。そういう面では、沖縄の水産業が、いま申し上げました私どもの二つの、漁場整備あるいは栽培漁業の振興という方向にも向いておるところだと思っております。裁培漁業センターを設置したい、こういうお気持ちのようでございます。そういう面については私も喜んでお手伝いをさせていただきます。そしてそういうものを中心とされて、沖縄の栽培漁業がより振興されていくことに私もぜひぜひお手伝いをし、それが結果的に沖縄の漁業振興という形でよりよい方向に行くようになることを私も心から望んでおるわけでございます。

○上原委員 そこで、そういう問題とも関連をいたしますが、あと残った時間、沖縄の振興開発計画と関連づけて農業の位置づけをどうしていくかということ。

私は、確かに第二次産業ということももっと考えなければいけないと思うのですが、沖縄の立地条件をどう有効に活用していくかということを考えていた場合には、農業の振興というものにもっと力を入れるべきじゃないかという感じがするわけですね。確かに、これまでも沖縄県の農業というのは、一般的には技術水準が非常に低い、農業の生産基盤の整備が立ちおくれである、あるいは本土農業との生産性の格差が著しい、農業問題を言うところいうことが指摘をされてきたわけですね。そして土地基盤の整備、経営規模の拡大等ということ、言ってみれば構造改善政策をどう拡充強化をしていくかということだったかと思うのです。

さらに、共済制度の普及、適地適作の奨励、農業技術の開発普及等といった、要するに生産基盤、構造改善等、先導的政策をどう農業に生かしていくかということ、その上に立った価格政策、

流通機構の整備等を体系的、効果的に推進をするということが今日まで政府が進めてきた諸施策だったと思えます。また、振興開発計画の中でうたわれている一つの目標だったと思うのです。そこで、これまでにこれらの諸施策は相当進んできているわけですが、農業基盤整備とか経営規模の拡大、構造改善事業など、つまり復讐後の五十五年度の予算までも含めてどれだけの予算措置等がなされてきたのか、また、面的にはどういう整備拡充が図られてきたのかということをお聞かせいただきたいと思います。その上、その程度まで正をされたのかということ。

三点目には、さらに、生産性の向上、価格、流通政策等の体系はどのように整い、その効果はどのようにあらわれていくかというところ、これらの基本的な面についてひとつお答えをいただきたいと思えます。

○岡本政府委員 沖縄におきます農業基盤整備の推進状況でございますが、沖縄振興開発計画の基本方針に従いまして、農業用水の確保あるいは畑灌漑施設の整備、それから畑作改善のための圃場整備あるいは農道網の整備等を中心にいたしまして、畑作の生産基盤の整備を積極的に推進してまいっております。

昭和五十五年度におきましても、御承知のように公共事業の予算の伸びはございませんでした。が、沖縄につきましては前年を五億ほど上回る予算をつけまして、国営事業で言いますと、宮良川地区の農業水利事業、これの積極的な推進、あるいは名蔵川地区の全体実施設計の促進、さらに圃場事業につきましても、灌漑排水事業、圃場整備事業、畑地帯総合土地改良事業、農道整備事業等を中心にして、県営で八十三地区、団体営で百七十地区、農用地開発公団営事業で二地区、特に財政事情の厳しい中ではございましたが、県営、団体営等につきまして新規事業も相当数の新規着工を行っております。こういうようなことで、今後も、おこなわれております基盤整備につ

きましては積極的に取り組んでいきたいと思えます。

先ほど御指摘ございましたいわゆる基盤整備の整備状況でございます。内地に比べましてやはり立ちおくれが非常に目立っております。思っております。五十年以降年々対前年比で五〇%を超えるような予算措置を講じてきたところでございます。特に五十四年、五十五年につきましては、財政事情の点からしてもまいりませんでしたが、今後も積極的に促進に努めてまいりたい、このように思っております。

○上原委員 そこで、後でいいですから、資料として四十七年以降五十五年度予算までを含めて、農業基盤整備その他の農業関係でどれだけの予算措置がなされてきたのか、農水省関係あるいは開墾庁を含めて整理をして提出をしていただきたいと思うのですが、これはいいですね。

それで、若干質問が残るようですが、後の方の時間の都合もありますので、あと一点でとめたいのですが、そういった基盤整備が立ちおくれしているのでもうこれからは逐年進めていくということですが、最近の農業構造といえますか作目、そういったものを見てみますと、やはり先ほどから申し上げておりますように、サトウキビあるいはパインというのが一つの基幹作物という作物に位置づけられていたことは否定できませんが、最近では野菜や花卉園芸などの多様化という面が非常に注目されてきております。作付面積、いろいろございますが、時間の都合で申し上げません。

今年には特に野菜というものは大変な値上がりで、雨の中農林大臣がキャベツ畑や大根畑に行つて、いろいろ国民の生鮮野菜をどう確保していくかという御努力をしなければいけないという状況下で、冬から春にかけていわゆる端境期と言われる時期の野菜基地としての沖縄の位置づけ、これに国はもっと力を入れるべきじゃないかと私は思うのです。ですから、農業の作付というのか、作目の転換を図るということをやっていくには、それなりの政策というのか、予算面を含めての措置を農

民や県の方に先導的にやっていただかなければいけない問題だと思うのです。花井園芸を含めて、そういう重大な転換期にいま来ていると思えますが、このことについて今後どう指導をし、また政策的にやっていかれようとするのか、これが一点。

それと、大量生産となつて大量消費地である東京とかあるいは大阪、いわゆる関東、関西に野菜なりその他の生産物を輸送すると、産地化と集出荷体制あるいは流通機構の整備というのは特に必要だと思つております。これが現在十分でない。せっかくつくつても、冷凍コンテナ船の設備がないので、なかなか思うようにいかない。また、飛行機などで運んでもコストが高つくという状況もあつて、その面では流通問題というのがこれから非常に大事になつていくわけですが、そういうことと関連づけて、沖縄の県知事さんと農業団体との話し合いでは、沖縄県独自の冷蔵コンテナ船の確保を含めた輸送、流通確保というものをやっていかなければいけないということを方針として出しておられる。

これも結構だと思つていますが、同時に、これからの農産物の輸送確保、端境期の野菜づくりということも考えた場合には、むしろ沖縄県に輸送公社というふうなもの、これは仮称ですが、素人考えですが、そういうものを設立をしてやっていくということが、今後の沖縄農業の振興の上において非常に大事ではないかという考えもするわけですが、このことについて政府としてもひとつ御検討をいただきたいし、同時にまた、県なども十分協議をしてみたらどうかと思うのです。このことについて、いまだのようにはお考えなのか。それと、時間の都合もありますから、今後の農業振興の面で非常に問題になっているのが、農外資本が買い占めた農用地の問題です。これは海洋博時に相当買い占められている。沖縄本島もそうですが、特に石垣、宮古あたりもです。そういうものの実態はどうなつていっているのか。

しか、私たちの考えていたもの以上に国営検査數量が大幅に減つてきておることがございますことと、もう一つは、定員縮減といえます際も、生糸検査所に勤めておられる方は非常に女性の方が多いとか、あるいは中高年齢層の方が多いとか、あるいはよそに転出していただくにいたしましたも、生糸検査所に入つてもうこれ一筋にやつてきておるといふことで、なかなかよその職場のことにすぐ適応できないとか、いろいろなことがございまして、定員縮減の方向で努力はしてまいつておつたわけでございますけれども、結果論としていたしましたは、業務量の減り方の方が定員の減り方よりも激しいという姿になっております。したがいまして、今後、またこの縮減計画というものは相当きちんとした姿で考えていかなければならぬのではないかと、かように考えております。

○市川委員 定員を整理することは、それぞれの方々にとっては非常に生活がかかっているわけですから、そう簡単なことではないことは十分承知しております。ですから、見通しをしっかりと持たれて、時間をかけてやっていくべきだと思うのです。

そこで、昭和五十五年度の人員整理は何名くらい予定されているのか、あるいは今後の整理とか配置転換の計画というのはどんなふう考えていらっしゃるのか。また、定員を削減する際、人員整理の対象者の基準をどこに置いておられるのか。もちろん、本人の意向というものも尊重した上で判断せざるを得ないと思いますが、そういう点についてどういってお考えを持っていますか、お伺いしたいと思います。

○二瓶政府委員 まず第一点の、五十五年度の定員の縮減数は幾らかというお尋ねでございますが、五十五年度の生糸検査部門の定員につきましては、六十一名の縮減を行うというふうに予定をいたしております。

それから第二点は、今後の縮減計画、そういうのはどうなっているかということでございますが、これにつきましては、六十三年度当初までに生糸検査部門の要員を百九十人程度までに縮減をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。五十三年度を基準に考えておりますが、このときは五百六十八名でございます。それから六十三年度百九十名までに減らすという大幅な縮減を考えておるわけでございます。

それから第三点は、縮減いたします際に縮減される方々といいますが、そういう方の基準はどうかというお尋ねでございますが、勧奨退職で縮減される分野もございまして、もう一つは、何といたしましても行政分野への配置転換、これを相当進めなければ、ただいま申し上げましたように、六十三年度当初までに百九十人程度にすることは達成不可能かと思えます。

そこで、まず勧奨退職につきましては、各年度に勧奨退職する年齢で一応積み上げ計算して大体の

分はわかるわけでございますけれども、後段に申し上げました他行政分野への配置転換、これが相当の数に上りますし、また、現実問題といたしましてこの面が一番大変なことであろうかと思えます。この面につきましては、該当する職員の方、当事者に十分御納得をいただかなければなりませんし、また、その方を受け入れていただきます機関、こちらの方も十分理解を持って受け入れていただくかなければならぬわけでございます。そういうことを強く理解を求めるといふことと、先ほども申し上げましたように、生糸検査一筋ですつとこられた方々でございますので、一般事務についての研修なり、受け入れ先の仕事に見合った実務研修なり、そういうこともいたしまして、この配置転換が進むように努力をいたしたいと思えます。

さらに第四点に、本人の希望も考えて行うべきではないかということでございますが、この面につきましては、こういう配置転換を円滑に進めするための、何といたしましてもその職員の方の理解と協力ということが必要でございます。したがって、今後とも当事者なり受け入れ側の機関の十分の理解を求める、研修もしていく、話し合いも十分して進めていきたい、かように考えております。

〔委員長退席、達沢委員長代理着席〕

○市川委員 もう一つは、現在国産の生糸も強制検査の対象にされておられますね。これは本来は輸出用の生糸が対象で始まったと思うのです。戦前から日本の特産物輸出としてその品質を保持するというところで、国の政策で恐らく強制検査の対象にされたのだらうと思うのですが、その輸出がほとんどなくなつてしまつた。したがって、本来の趣旨からいえば国産まで手を伸ばしてやることはないのではないかと思うのです。そういう疑問を強く提起している方々もいらっしゃるのですが、この点についてはどうですか。輸出がなくなつて仕事が終わつてきたので、しょうがないので国産もやっているという感も否めないと思うのです。

が、その点どうですか。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話がございますように、生糸検査、これは当初は生糸の輸出の円滑化を図るということで始まつたわけでございます。当時はまさに生糸はわが国の輸出品の花形でございましたし、大きなウェイトも占めておつたということで、輸出検査からスタートしてまいつてきておつたわけでございます。それとともに国内におきましても、流通の拡大に伴ひまして民間の生糸検査が自主的に始まつて、昭和十六年以降、輸出生糸検査と並んで国産生糸検査として制度化されてきておつたわけでございます。いまはもう輸出はまずありませんから、輸出検査と国内生糸検査というのは一本化されております。そういう形で検査を行つております。

その際に、もう輸出もないのであるから国内の検査は要らぬのじゃないかというふうなことをおっしゃる向きが確かにあるわけでございます。ただ、この面につきましては、やはり検査はどうしても必要であるというふうに思っております。といたしますのは、生糸はこれは高価な天然繊維でございます。合繊等と違ひます。そういう高価な天然繊維でございます。一キロ一万五千円というぐらゐのものでございます。お米一俵六十キロ一万七千円、大体それと一キロが同じぐらゐの高いものでございます。

それから、そういう天然繊維でございますので、製糸工場で生産されたものも荷口ごとにやはりばらつきがある。それがまた価格に大きく反映するといふようなこともございまして、

そこで、簡単にそれでは識別できるかといひますと、あの細い絹糸をちよつと肉眼で見ただけで、これが品質がどうか、節があるかどうかといふのは、すぐ見分けがつかせません。織物にしてみて、染めてみて、染めむらが出るとかといふことと、後になってその辺の關係が顕在化するといふようなことがございます。社会的にもロスといふことになるわけでございます。

はやはり公正な第三者機関によってやるべきであるといふふうになつてまいつておりました。国内流通なり、あるいは日本蚕糸事業団で生糸を買つたりもいたしておりますが、その際にやはりこの検査の規格というものがベースになりまして、買入れ価格が幾らだとかということに相なるわけでございます。したがつていまして、生糸検査所というものが統合されましたが、また生糸が現に輸出がない状態でございまして、そういうことではございまして、やはり国内の生糸検査制度といふものは必要である、かように考えておるわけでございます。

○市川委員 申しわけないのですが、御答弁は極力簡単にひとつお願いしたいと思つたのですが、農林規格検査所に生糸検査所を吸収するというようなことで、そのこと自体を問題にする気はないのですが、ただ規格検査所の職員が二十七名、生糸検査所の職員が二百七十九名ですか、比率は十対一、小さい規格検査所が十倍も大きい生糸検査所を吸収するといふことになるわけですが、生糸検査部門といふものを規格検査所内においてどういう位置づけをされるのか、簡単に。

それからもう一点は、従来地方自治体で行つてきた消費者センターとかあるいはモニターとして品質検査に努力してきた各種消費者団体と、規格検査所が国内商品であつても依頼があれば検査を行うといふことから、どういふ關係でこれを見ておられるのか、この二点について簡単に御答をいただきたいと思います。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話がございますように、生糸検査所が農林規格検査所に吸収統合されるということにいたしましたわけでございますが、これを人の面で見ました際に、確かに現在の段階、要するに五十五年度の十月時点で統合するとすれば、その時点におきましては横浜それから神戸というふうなところを見ますといふと、吸収統合されます方が非常に人数が多いといふ姿になつております。ただ、これは先ほど来申し上げておりますように、吸収統合後におきまして

も、生糸検査部門につきましては六十三年度当初に百九十人程度まで縮減をしていく。他方またこの農林規格検査所の方は、JAS規格の指導とかそういうような、いろいろな消費者行政的な面で行政需要が非常に強いということと、こちらの方がふくらんでいくというようなことで、統合した直後の姿はまさに先生おっしゃるとおりだと思えますけれども、これは先々ずつとあれしつていきますれば、非常にバランスのとれた形のものになっていくものではなからうか、かように思っております。

○市川委員 生糸の一元輸入という問題で現在訴訟事件が起きておりますが、これひとつ大臣にもぜひお考えを伺いたいのですが、国産生糸と輸入生糸の価格差が、倍までいきませんがかなりあります。五十三年度で見ますと、国産生糸が一キロで一万四千七百五十八円、中国の生糸が七千七百九十一円、韓国の生糸が八千七百七十五円。したがって、国産というか生産者を保護するために、一元化輸入という制度をつくりやっておりますわけですが、しかし、国内でネクタイをつくっていらつしやる方は、国内で高い生糸を買ってネクタイをつくる。したがって、どうしてもネクタイそのものが高くなつてしまふ。ところが、外国から安い製品でシルクのネクタイが輸入されてくる。とても太刀打ちができないということで、ある組合から国を相手に訴訟が起きております。

議員立法でこの制度ができた経緯があるやに伺っておりますが、ただ生産者を保護するということは、これは非常に大事なことだと思ふのです。しかし、このやり方を考えまないと、消費者の利益というのは全く無視されてしまふ。いつまでもこういうやり方での生産者の保護というのは、現在の国際情勢の中ではそう長く通用しないのではないのか。やはり消費者の利益もしっかり考えていくという、合理化というものを考えなければならぬところへ来ているのではないのか。そういう中で生産者をどう保護していくかというところはまた別の観点で考えるべきだと思うので

すが、これはこれから質問いたします小豆の問題とも関連いたしますので、まず基本認識として、ただ生産者の保護をやつていけばいい、もちろん生産者の保護そのものをいけないうことではなくて、私たちとしてもそれは結構なんだけれども、ただそれだけの考えではもう通用しないのじやないか。やはり消費者の立場をしつかり踏まえた、農林水産省もそういう行政の姿勢というものもこれから確立していかなければ、こういう問題が次々に私は起きてくるのではないかと、いうことで、大臣として、これは今後の基本的な農林水産省の行政姿勢としてお聞きしたいと思ひますが、どうですか。

○武藤国務大臣 いまの西陣のネクタイの業者の方の訴訟の問題は、訴訟になつておる現在でございますので、私からこれに対してはお答えをするのを差し控えてさせていただきますが、基本的な問題についてお答えをさせていただきます。

日本の農家と申しますか農業と申しますか、これは世界的に見て、非常に国土の狭い中で、しかも耕地面積というの非常に少ないわけでございます。そして、そういう世界的に見れば非常に厳しい環境の中で、日本の国民のために食糧その他のものを安定的に供給をしていかなければならない、こういう使命を担つておるのが農家であり農業者でございます。そういう意味において、一般の産業とはやはりそこにはおのずから違つたものがあるわけでございます。私も農業者をより守つていかなければならないという立場は今後も続けていかなければならぬと思つております。

しかしながら、幾らそういう使命を持つ農業といえども、国民の理解を得なくては農業の振興は図れないわけでございますから、やはり国民に理解される農業にならなければいけません。そうならば、そういう非常に制約された条件の中でも、できる限りの努力をしていただくという形は、やはり農業者にもお願いをしなければならぬのではないかと。それで、私も、やはりそういう努力をしていただきながら、一方消費者の皆様方に

もそういう日本の農業の置かれておる実情というものをお話をし、そして日本の農業の置かれておる立場を一般の国民の皆様方、消費者にもよく御理解いただく、そして消費者の理解のもとに農業の振興を図つていく、こういうことがやはりこれからの農業行政にとっては大変大切なことではなからうかと考えておるわけでございます。

○市川委員 消費者の理解を得ると言いますが、消費者の理解を得るには得るだけの客観状況を整えないと理解は得られないと思ひます。ただ言葉で理解を得る理解を得ると言つても、農林水産省のおやりになつておる行政の実態が非常に不合理であつたり矛盾であつたりしながら、ただ生産者の保護だけという行政のあり方で消費者の理解を求めると言つても、これはとても消費者の理解、国民の理解は得られないと私は思ふのです。そういう意味でおっしゃつておるならいま

の大臣の御発言には全く賛成できないわけではあります。そこで、雑豆にIQを適用している問題、二月の予算委員会でもお伺いいたしました。昨年の予算委員会でもお伺いいたしました。武藤農林水産大臣は先日の予算委員会でも論議をお聞きいただいたと思ひます。実は先日の予算委員会では通産大臣のやりとりが主になつてしまひまして、せっかく農林水産大臣に御出席をいただきましたが、御答弁のチャンスが少なく大変恐縮しております。きょううちようどいらつしてありますのでお伺いしたいのです。

最初にこの問題を取り上げたときに、農林水産省といえども、生産者の保護だけではなくて、消費者の立場を考慮していただく、あるいは消費者という当時の渡辺農林水産大臣からの御答弁がございました。また、雑豆のIQ指定の問題については「せつかくのIQの品物が、国内の保護というところが一方にあるわけですが、それがために特定な人が仮に大幅な利益を得るというようにすることは正をしていかなければならぬと思ひます。」こう当時の農林水産大臣が答えておる。あるいは

「皆さんに納得のいくようなものにしなければならぬ」と私は思ひます。したがって、これは十分に検討されております。あるいは「生産者保護というにしろの御旗の陰で不合理なことが続いておつていいというわけにはいけません。」という農林水産大臣の御答弁があつたわけでございます。

そこで、武藤農林水産大臣にお伺いいたしますが、先日の予算委員会でのやりとりを伺つておりますが、前農林水産大臣と認識は同じでございますか、どうですか。

○武藤国務大臣 私ども前大臣のやつてまいりましたことをやはり踏襲して行政をやつておるわけでございますから、いろいろ細かい問題につきましては、多少そのときそのときの実情に応じて違ふことも、これは情勢の変化ということがあつて思ひますが、基本的には行政は踏襲していかねばならないと思つております。

○市川委員 そこでお伺いしますが、これは農林省、通産省両方にお伺いしたいと思ひます。昨年、ことしと予算委員会でも二回はどこのIQを適用されている雑豆輸入に關して質問いたしました。そこで、四十五社という商社しか輸入できない。この四十五社が非常に過剰利益を上げておるわけでございます。最も低いFOB価格に対する六〇％という利益率で計算しても、五十二年度で計算いたしますと約百一億円近い利益を上げていらつしやる。そこで過剰利益の実態というものを昨年、ことしと提起いたしました。昨年の予算委員会では二瓶局長さんも通産省の局長さんも、私どもの計算と私の計算はそう変わらない、こういう御答弁でございました。

ことしは時間がありませんでしたのでそこまでは確認できないで、私が一方的に数字を示して、もつとはかの議論をさせていただいたわけですが、まず議論の出発点として、昨年私が提起した商社の過剰利益、その時点では同じ認識でございました。ことし、議事録に出ておりますが、申し上げました。いまここでもまた申し上げても結構なんです。たとえば五十四年十二月二十五日、これ

は実際の船積みは一月から三月、台湾の小豆で、ドル換算レートが大蔵省の調べで二百三十七円、FOB価格六十キロで七千三百九十五円、これに諸掛かりのコスト等を含めると一万一千十八円、国内販売価格が一万九千五百円、したがって、FOB価格に対する利回りを計算しますと一四・七％、通常の感覚で、原価に対する販売利益という考え方に立ちましても七・七％、こういう大幅な利益を上げているわけでございます。

また、五十五年二月五日のビルマインゲン、これで見ましても、利益率がFOB価格に対して約一〇・九％、あるいは五十五年二月七日の台湾小豆でFOB価格に対して七四・八五％、五十五年二月十四日の天津小豆の取引ではFOB価格に対して九四・七％、五十五年二月十四日の唐山小豆におきましてはFOB価格に対してやはり九一・七％、こういう昨年指摘したと全く同じ商社の過剰利益の実態というものがかんり存在している。存在しているということについて、そういう御認識をお持ちかどうか、通産省と農林省、両方簡単にお答えください。

○川崎説明員 お答え申し上げます。

ただいまの、先生がいろいろな事例をお引きいただきましてFOBの価格に對しましての一種の粗利益という計算で一〇〇％を超えるじゃないかという御指摘でございますけれども、私も、去年一年間につきまして、CIFコストプラス商社の国内のいろいろなコスト、こういうものを加えて計算いたしますといわゆる商社の粗利益率と申しますのは、一番利益率の高い小豆で約三〇％弱、雑豆全体では約二割弱というふうな粗利益となっております。

○二瓶政府委員 FOB価格に對しましての比率としてどうなっているかという数字的な面につきましては、先生のおっしゃった数字はそれとおりだろうと思ひます。ただ問題は、粗利益といひますか、これがどのくらいあるのかという角度でなされた際に、先ほど通商産業省の方から答弁がございましたが、通商産業省の方で御調査された結果

果を私の方もちようたいをいたしております。その結果は、ただいまお話がございましたように、豆類全体で粗利益率としては二〇％弱というふうな聞いております。

○市川委員 これは計算の仕方で大分パーセントが変わってくると思うのですよ。だから、計算の根拠をしっかりと出していただかないとこういう議論というのは成り立たないわけですよ。なぜぼくがFOB価格で申し上げているかといひますと、そういうFOB価格を基準にして利益率を言うのはおかしいじゃないかという御意見もございました。しかし、実際小豆なりインゲンを買ひのは、外貨で買ひわけでしょう。円では買ひないわけですよ。あとの諸掛かりのコストというのは円です。台湾、天津、これは外貨。だから、通産省から受けた外貨割当て額は全部その購入に充てられるわけですよ。船積みとかそういう費用には充てないわけですよ。したがって、業者間ではFOB価格イコール外貨割当てです。それに対する利回りというものが絶えず問題になるわけですよ。たとえば、シェアをどこかに足りないから貸してくれ、借りた貸したという場合も、じゃFOB価格に對して三〇％のプレミアムをつけて貸す、こういうことが行われているわけですね。これは全部FOB価格を基準にして、何％のプレミアムをつけて貸すか貸さないかということが行われているわけですよ。そういう意味で、これはFOB価格でやっていると申すのですね。

それともう一つは、ほかの計算方法でやっても七・七％とか五・七％とかといふことが出てくる。もちろん、もうけを少なくしようといふことで国内のいろいろなコストを入れたらいいわけ、それは利益率が落ちるに決まっています。そういうことをおっしゃるなら、私が国会で何回お伺ひしてもお答えできなかった適正マージン——過剰利益があるから生産者保護のためにIQに指定した、過剰利益があるという認識をお持ちで、これから議論いたします二〇％の差益金あるいは課徴金、

通産省、農林省では調整金とおっしゃっておりますが、そのお金を取っている。それは、二〇％のお金を取っている前提には、商社に過剰利益が生まれるのだという認識があるからこそ、商売をやる前から二〇％ピンはねしてしまふわけですよ。

そこで私は聞いたわけですよ。過剰利益というのは、少なくともコストの計算があり適正マージンの計算があり、社会的通念を超えざる適正マージン、その超えた部分が過剰利益だ、こういうことになるわけですが、その基準をそれじゃ示さない、判断の基準をお持ちなんですか、持っていない、計算したことありません、こういうお答えがあったわけですよ。いまここでその計算方法を聞いても始まりませんので指摘をしておきたいと思ひます。それともいま適正利潤の基準をお持ちになったのですか。どうですか、それは。

○川崎説明員 現在確定した基準というものは持っておりません。ただ、一言付言させていただきますと、実は先ほどのような計算をいたしました価格と、つまり輸入価格、輸入製品の価格でございますが、農家の産先価格、この比率をとってみますと、大体三二％アップという計算になります。そういうこともございまして、実は現在の差益金が二〇％程度になっているというふうに考えております。

○市川委員 これから適正マージンという適正利益の基準を持つお考えはありますか、どうですか。

○川崎説明員 何が適正であるかということに基づいて具体的に確定するのはなかなかむずかしいかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、輸入価格比率二〇％程度の粗利益といふことは、いろいろな意味の取引リスクといふものが商社に伴うことも考えますと、やむを得ない数字じゃないかといふふうに考えております。

○市川委員 その二〇％というのは、やはり課徴金、調整金を二〇％取っておりますから、それと合わせたんだらうと思うのです。そうしないと思

らくピンはねしている側から言へば良心が痛むのではないかと思うのです。自分も二〇％取っております、一〇％なんて言ったのでは二〇％の根拠が崩れちゃる。

そこで、よく御承知だと思ひますので説明は省きますが、これから議論をしていく上において、もう一度確認の意味でお伺ひいたしますが、四十五社の商社を選定した基準、これはありますか。

○花岡（宗）政府委員 お答えいたします。この割り当て制度が始まりましたのが昭和三十一年でございまして、そのときには輸入を希望する業者を全部受け付けたわけでございまして、そのときの割り当て商社は百三十五社となつたわけでございまして、したがって、そのときは全く制限なしに受け付けたわけでございまして、その百三十五社のうち、この枠を實際に使用いたしました実績を生じました社に翌年度から割り当てをいたしましたわけでございまして、その結果翌年三十三年には五十七社になりました、その後統合等をいたしました、毎年実績を繰り返しますうちに、現在では四十五社になったといふことでございまして。

○市川委員 これは大分研究されたようですが、最初のお答えでは、わずかの期間だけ自由な取引があった、そのときの実績で四十五社に決まつた、いままではそういう御答弁をなさつていたわけですよ。

そこでお伺ひしますが、この四十五社にいま特定している何か法的な根拠といふか、そういうものはございましてか。

○川崎説明員 輸入割り当てを通常行います場合に、どういふ基準を選定基準として使うかといふことでございまして、輸入の安定的な拡大なりあるいは安定的な輸入を続ける、そのためには経験と能力のある輸入商社に取り扱わせるといふことで、実績割り当てといふのが輸入割り当ての一般的なやり方となつておりますが、これに法的な基準なり根拠といふ点は特にございせん。

○市川委員 実績割り当てだけをやっておりま

貨割り当てが實際受けられない、こうなっている。その二〇%の差益金あるいは調整金、この法的根拠はありますかと聞いたたら、ないと前はおっしゃっていた。これは、どういう考え方と根拠でこの二〇%のお金を取っていらつしやるのですか。

○川崎説明員 外為法に基づきまして輸入割り当てというのを行うわけでございますが、先ほどから御指摘のように、こういう雑豆のような品物の場合には輸入価格と国産価格との間に相当の格差が出てまいります。そういう格差を認めますと雑豆の輸入業者が過大な利益を得るということでございますし、また格差を認めないということになりますと、国内生産業者が重大な被害に直面するということです。したがいまして、そういう反射的利益というものを拠出させますために、外貨割り当ての手続の一端といたしまして雑豆輸入基金協会に輸入業者から調整金を拠出させ

す。

○市川委員 通産省にお伺いしますが、外貨割り当ての一環としてやっておられるというふうにいいます説明されました。通産省公報にも、雑豆の外貨割り当ての申請者の資格の中には、財団法人雑豆輸入基金協会の発行する豆類の売買にかかわる確認書、いわゆるこの二〇%のお金を払いましたと認書、いわゆるこの二〇%のお金を払いましたという領収書ですな、それを持っておる者、それからまた添付書類の中には、その確認書の提出を求め

また確認書を添付しなければ外貨の割り当てはしない、こういうことだと思ふのですね。ということではない、こういうことだと思ふのですね。ということではない、この二〇〇%の差益金というのは通産省の行政の一環でやりになつておることです、どうですか。

〔逢沢委員長代理退席、委員長着席〕

入基金協会に納付するというシステムは、輸入割
り当てという通産省の行政行為の一環をなすもの
でございしますが、実際に納めるという行為は、お

しろそういう政府の政策に対する協力というふう

な意味を持つておろうかと思ひます。

○市川委員 先ほどもちよつと触れておられたようですが、この二〇%という幅を決めた、この考え方はどんな考え方ですか、基準ですか。

○川崎説明員 お答え申し上げます。

一番最初のこの制度を導入いたしました年は、たしか一五%ということでした。そのときは先ほど申し上げましたような形で利益率を計算いたしますと、もう少し低く出たもので、そういった数字に決まったんだらうと解しておりました。しかし、その後先ほど申し上げましたような数字になってまいりましたので、二〇%に上げたわけですが、二〇%に上がったのが昭和十四年からでございますが、その当時に輸入価格の農産物先価格に対する比率が一二%くらいになった。そういうことで、それ以前からあった一五%という数字を五%引き上げたということになっております。

○市川委員 特に何かこう、はっきりした基準を持つてないわけですね。

たしか国税庁ですか大蔵省ですかお見えになっていらつしやうと思ひますが、商社が雑豆輸入基金協会の二〇%のお金ですが、この会計処理はどういう費用で処理するようになっていたのか。商社に対してはどういう会計処理を指示しているのか、あるいは雑豆輸入基金協会に対してはどういう会計処理を指示していらつしやるのか。指示という言葉は妥当かどうかですが、どういう処理をされているのか、これをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○四元説明員 お答え申し上げます。

お尋ねの先ほど来言われております調整金とかあるは課徴金、これは輸入業者の方にありまして、財団法人雑豆輸入基金協会との間で行つておられます売り渡しとまた買い戻しの方法によつて生ずることとなります差損金に相なりますので、この差損金につきましては、雑豆輸入業者が輸入したその雑豆の取得原価を構成するという取り扱ひに

いたしております。それから、雑豆輸入基金協会にとりましては、同じような売り渡し買い戻しの方法によつて生じます今度は差益金でございますので、税務上は、当該差益金につきましては、公益法人等が行う収益事業でございます物品販売業に該当することとしたしまして、その収益を構成いたします収益金に對しまして法人税を課税するという取り扱ひをやつてきております。

○市川委員 ということは、商社が払った二〇%は損金、その雑豆を取得するにかつた原価に算入してよろしい。ということは、消費者という立場で見た場合、これは結局消費者が払っているのですよ、この二〇%は。その上、過剰利益がある、こういう構造になっているのです。さつき、この二〇%の利益くらい適正マージンだとおつしやつたけれども、消費者という立場から見れば四〇%のものを取られていゝというところは理論的には言えるわけですね。これからの議論のためにそういうことをまず指摘しておきたいと思ひます。

それから、雑豆輸入基金協会が販売業として利益に国税庁から課税されているわけでしょう。公益法人が、よろしいんでしょかね、そんな売つたり買つたり。この間も公正取引委員会の方から公益性が非常に疑わしいということを言われましたけれども、そこで、雑豆輸入基金協会が商社から取った二〇%のいわゆる課徴金もしくは差益金、五十一豆年度で五十八億圓、五十二豆年度で五十二億圓、巨額なんですよ、金額が。しかもこのお金がそこらじゅうでたぶつていゝんです。まあ天下り先の確保というお考えもあつて、とらの子を使つては困る、大事に使え大事に使えということなんだろうと思ひます。

たとえば雑豆輸入基金協会からジェットロにお金が行く、現在雑豆輸入基金協会から寄付を受けた合計金額が約九十五億圓。何に使つてますかと聞いたのです。そうしたら受入金引当金として積み立てておき、債券を買つたり預金したりして運用している、要するに言つてみれば利子をかき回しているということですね。生産者の保護には余り

使われていない。それから、雑豆輸入基金協会から寄付を受けた財団法人日本豆類基金協会、現在約四十一億の金がたまつております。いままでは、そこから社団法人北海道豆類協会の安定基金協会へ十五億圓寄付したり、日本特産農作物種苗協会へ十五億圓寄付したりしておりますからよかつたんですが、今度は、受けた方も一応基金ができて、これからその大幅な寄付はなくなると思ひます。お金はたまつていく。こういう実態が一方にはあるわけでございます。この雑豆輸入基金協会が五十八億五十二億だといつて集めたお金の使ひ方、これはだれがどういふ基準でお決めたになつていらつしやるのですか。

○川崎説明員 お答えいたします。

雑豆輸入基金協会が集めた金につきましては、所要の法人税等を国に納めまして、残りを通産大臣と農林大臣の指示に基づきまして、それぞれ豆類基金協会とジェットロの方に交付している、そういう形になっております。ちよつと二等分いたしております。

○市川委員 大体税金が二八%、約二%が雑豆輸入基金協会の維持費、残りの七〇%を二等分して三%ずつジェットロと豆金という配分ですか。

○川崎説明員 大体先生の御指摘のとおりでございます。

○市川委員 ジェットロと豆金にこういう多額のお金を寄付するという決定はどういう必要と考へ方から行つたんですか。何か法的な根拠とかそういうものがあるんですか。

○川崎説明員 もともとこの集めた調整金につきましては、一つは国内の豆作の振興に活用する、もう一つは貿易の振興なり国際交流の振興に活用する、そういうふうな考へ方のもとに、それぞれに代表されるような機関、したがひまして、私どもの通産省の場合には、そういった貿易振興、経済交流機関でございますジェットロという法人に寄付すると申しますか、交付するという形になつております。

○市川委員 しかし、ジェットロでは債券を買つた

り銀行に預けたりして利子をかき回しているだけなんです、だけという言ひ方はちよつと極端かも知れませんが、それから豆類基金協会は主な使ひ方と言へば寄付です。北海道豆類協会の安定基金協会への寄付は、これが基金となつて北海道の生産者の保護という機能を果たしていらつしやると思ひますから、これはまあ趣旨にかなつたというふうに見えるのですけれどもね。あるいは特産農作物種苗協会へ寄付した。

しかし、豆金にはまたすごいお金が残つていゝわけですね。パンフレットといふべきか雑誌といふべきか、カラーのすごい雑誌をおつくりになつてお金をかけていらつしやつたり、農林水産省や通産省がおつしやつていゝ生産者の保護という観点というのはその中の何分の一かであつて、あとはどうも違う形で運用されている感じが受けてならない。積極的に何か活用していこうといふはつきりしたものがないんじゃないですか。ですからお金が多量にちやうんじやないですか。

そこでお伺ひいたしますが、通産省にしても農林省にしても、雑豆輸入基金協会が商社から集めている二〇%のお金は自主的だといふふうにいまままで言つてきたのですが、きょうの御答弁だと、かなりニュアンスが變つてきた。自主的ということとは余りおつしやうになつて、行政行為の一環といふ言ひ方をされてきた。この二〇%のお金の集め方は、行政行為の一環でやつていますが、その納め方は雑豆輸入基金協会と商社との間のやりとりでやつていゝというふうなことをさつきおつしやつていゝましたが、しかし、これは通産行政の強制力がなかつたらだれもお金を納めませんよ、正直言つて。根拠には通産省という行政権限という強力な根拠があつて、こういう書類を持つていらつしやう、こういう書類を持つて者でなければ外貨割当てをしませんよという前提があるからこそ、商社は易々諸々と従つて雑豆輸入基金協会というところに二〇%のお金をピンはねされているわけですね。これは行政行為そのものじゃないか。しかも集め方も行政の強制力を使

つてやっている。

使いはりかという、大豆輸入基金協会は自主的に理事会等で使い方を決定しているわけではない。農林、通産大臣両方が協議して、こういうお金が幾ら行くから、このお金はこういうふうにしなさいというふうに表示しているわけでしょう。たとえば、大豆輸入基金協会に対する通産、農林大臣の両方連名の指示したものがここにございいます。御承知だと思ふのです、これはそちらからいただいた資料ですから。大豆輸入基金協会の理事長あてに農林水産大臣、通産産業大臣が、差益金についてはジェトロと豆金に金額まで指定して寄付しなさいということを指示していらっしゃる。ということになりますと、集め方も行政権限を行使して強制的に集めて、使ひ方も、これは通産大臣や農林大臣の決裁がなければ一文も使えないという、指示に従ってやっている。ですから、名前は申し上げたくありませんが、こういう大豆輸入基金協会等の方々に言わせると、私たちはお預かりしているだけであつて、びた一文手をつけることはできません、全部農林省、通産省の御指示でやっているのです、こういうことでございいます。

そうすると、集め方も通産省の行政権限を行使した強制力によってやり、使ひ方も指示している。これはもう行政行為そのものじゃありませんか。この事実を通産省はお認めになるかどうか。たしか局長さんお見えになつていらつしやうと思ひますので、局長さんに今度は御答弁をいただきたいと思ひます。いかがでしょう。

○花岡(通産)政府委員 お答えいたします。

政府は、大豆の輸入割りに伴ひまして輸入業者が反社会的に得る超過利潤を提出させるために、大豆輸入割りに当てる手続の一環として、輸入業者に対して大豆輸入基金協会との間における大豆の売買の確証書を提出させることを義務づけておるわけでございますが、これを協会なり輸入業者の側から見ますと、両者は超過利潤の吸収、提出という政府の施策に協力して大豆の売買を行つ

ておるといふことになるわけでございます。この場合、大豆の売買の具体的な内容は一義的には協会がみずから決めることになっておりまして、政府は売買の確証書を提出することのみを義務づけているといふことでございます。

○市川委員 通産利益がある、したがつて、二〇%程度のお金を取るという意思が通産省にある。その意思をそういう形で実行していらつしやるわけでしょう。ですから行政行為じゃありませんか、これは。集め方も使ひ方も全部指示している。はつきりしているじゃありませんか。

そこでお伺いしますが、結局二〇%を取ることも、二〇%と決めたのも別に法律に準拠してやっていると、二〇%と決めたのではない、二〇%の使ひ方も、何らかの法律に準拠してやっていると、二〇%の使ひ方も、慣習とか慣行とかといふことでやっていると、慣習といふ御答弁でした。集め方も使ひ方も全部行政権限を行使してやっていると、慣習といふ実態。なぜ大豆の二〇%のお金がかういうへんでこりんな性格になつていくかといふことはよくわかるのです。すこし知恵のある方が、悪知恵の発達した方がやつたのだらうと思ひます。

一方では公正取引委員会の独禁法という問題がある。また一方にはガットの問題がある。行政行為として二〇%のお金を取る、ガットにひつかかつてしまふ、まづいという認識が通産省、農林省にもある。

また、大豆輸入基金協会が二〇%のお金を取るといひますが、この取り方は皆さんはもうよく御承知だと思ひますが、割り当てられた外貨割りに額に相当した大豆を強制的に商社から、四十五社から協会が全部買うわけです。しかも瞬間タツツで二〇%の利益を上乗せした価格で商社に買ひ戻しさせるわけですね。そういう意味では純然たる販売業者ですから、国税庁も販売業として課税をしていて、さつきおつしやつておりました。通産省、農林省が国内生産者の保護のために、価格差が著しいから、輸入の豆が自由に入つてくると生産者が打撃を受けるので、輸入を抑えよう、ブ

レーキをかけようといふことで輸入量を決定する。その輸入量決定に基づいて通産省が外貨割りに当てる額を決める。だれでもは買えない。総量を決めて四十五社に割り振りさせる。その四十五社が買う外貨割りに当てる額に相当した大豆を大豆輸入基金協会が全部強制的に買うわけです。そして二〇%の利益を乗せて即座に売る。二〇%の利益が基金協会に残る。これは私的独占にひつかかるのではないのかといふことを私は先日指摘いたしました。

公正取引委員会の委員長さんから、大豆輸入基金協会の公益法人としての行為としては非常に疑問を感じる、事情聴取を行いたい、こういう御答弁が先日ございました。公正取引委員会の方から見えていらないところがあると思ひますが、事情聴取のその後について、どんなことをなされて、いまだどんなことを把握していらつしやるのか、伺いたいと思ひます。

○厚谷説明員 お答え申し上げます。

去る二月二十日に先生御質問をしまして、公正取引委員会橋口委員長がお答えしたのでございいますが、その意を関係官庁であります通産省と農林省に十分伝えておりました。独占禁止法に抵触するおそれがないよう工夫がないかどうかの検討をお願いしているところでございいます。

○市川委員 ないようお願いしているのですか。公正取引委員会としての自主的な判断は持つていないのですか。どうですか。

○厚谷説明員 先日の橋口委員長の答弁にもありましたように、その制度をどのようにするかは関係官庁の方で考えられることでございまして、私どもの考え方は関係官庁に十分伝えております。

○市川委員 どういう考えをお伝えになったのですか。

○厚谷説明員 現在行われております仕組み自体が、独占禁止法から見まして問題のある点を含んでおると契約書から考えられる、しかし、法を適用するといふことになりまふと実態と非常に関係してまいります。したがひまして、そのような実

態を十分に知つておりますのは関係官庁でございします。私どももいたしましては、そのような実態を踏まえた上での考え方を関係官庁の方で御検討いただくと、こういうことでございします。

○市川委員 独占禁止法から見ても大豆輸入基金協会がやっている行為は問題がある、こういう認識を公正取引委員会は持ちになつた、そして通産省、農林省にそういう独占禁止法に抵触するような仕組みは是正した方がよいのじゃないかといふ進言をなさつた、こういう意味ですか。大事なところなんで確認をいたします。

○厚谷説明員 いまの問題は、私どもは、先日橋口委員長が答えましたように、契約書によつて判断いたしますと、相手方を選択する自由が失われておるおそれがある、このような点は実態を踏まえて、あるいは基金協会の性格その他を踏まえた上で問題点があるのではないかと、いふことを伝えておるわけでありまふ。

○市川委員 事情聴取をなさるとおつしやつて、事情聴取をなさる前にすでに独禁法に抵触する問題がある、だから正してください、こういうことだと思ふのです。そういう公正取引委員会の判断を示されて、農林大臣、どうですか。前の大臣も、生産者保護というにしきの御旗に隠れてある特定の人間が暴利を得たりといふことはまずい、あるいは消費者の立場も考慮しなければならぬといふことを発言していらつしやるわけですが、農林大臣はどういうお考えでしょう。

○武藤(農林)大臣 先ほど来お答えをしておりますように、私も、農業をやつていただいている方を守ることも、消費者の立場もよく考えて農業をやつていただいている方を指導していかなければならぬといふ考え方を持っておるわけでございますが、いまの点については、正直、私のところへはまだ報告がございしません。事務当局同士でいま公取からのいろいろな考え方を聞きながら検討に入る、まだ入つてはいないと思ひます。入れば私の耳に入つてくると思ひますので、公取か

らの意見を聞いた段階ではなからうかと思ひます。私も公取の考え方を具体的によくお聞きをいたしまして、十分検討を進めていきたいと考えております。

○市川委員 通産省はどうですか。局長さんはお出かけになりましたか。

○川崎説明員 お答え申し上げます。

ただいま局長、商工委員会の方に出かけましたので、かわりにお答えさせていただきます。

先ほど独禁法に触れるおそれがあるような御発言でございましたけれども、実は先ほど先生も御指摘のように、この制度は、私どもと農林水産省あるいは大蔵省にも御相談をしまして、いろいろな角度から見て、総合的に問題の少ない制度は何かということをつくり出したものでございます。そういう意味で、私どもとしてはまだこれ自体が独禁法に触れるというふうには考えておりません。で、中身につきましてはおもう少し公取委員会の方という御協議申し上げたいということでございます。

と申し上げますのは、先ほど公取委員会の方からお答えがございましたように、実体的な問題の判断といったこともきわめて重要なことだろうと思ひます。つまり独禁法に触れるかどうかという点は、単なる形式の要件だけじゃなくて、実体的な問題も非常に重要じゃないかと思ひます。そういう意味で、少なくとも通産省といたしましては、公取委員会におきまして御説明をして理解を求めるといふことを考えたいと思っております。

○市川委員 形式要件では触れているわけでしょう。全部買い占めて、しかも強制的に二〇%の利益を上乗せして売るわけですからね。売り先も決まっていれば買い手も決まっています。そんなことが許されたのでは商売なんて成り立ちませんよ。公正取引委員会はしっかりやってもらいたいと思ひます。

そこでお伺いしますが、先ほどからの議論を外務省の方にお聞きになつていらつしたと思ひます。二〇%の課徴金を通産省の行政権限で集めて

ていらつした。使用方も指示していらつした。これはやはりガットに触れてくるのじやありませんか。余りこういうことは申し上げたくないのですが、その点はどうか。

○池田説明員 お答え申し上げます。

先生御案内のように、ガットは加盟国相互間における貿易に關連する権利義務關係を定めておるものでございます。この権利義務關係の一つとして、対外的に關稅率を課税した品目につきましては、その約束した關稅率以外に輸入について課される課徴金等を賦課してはならない。かような形になつてゐるわけでございます。ここで申し上げます、すなわちガット上の課徴金という意味におきましては、ガットの権利義務主體が國であることに照らしまして、國が直接に徴収する金銭的負擔、かような意味に解するのが至當と考えております。

○市川委員 國が直接徴収しているのと全く同じじやありませんか。ただ天下り先をつくつて、雜豆輸入基金協会のものを置いただけでいいのですか。使用方だつて全部指示しているのですから、これは全く國の行為ですよ。

たとえば去年の予算委員会でも、通産省の水野上局長の御答弁なんですから、こうおっしゃつてゐるわけですよ。よく聞いていただきたいのです。「三十九年まではジェトロを通じて納入金を受け入れ、それを國庫に入れていたわけでございますけれども、それはやはりガットの課徴金その他の問題にかかわるのではないかと」といふことで、現在の自主的な納付金という形に改めてございまして、「こういう通産省の見解が局長さんから示されてゐるわけですよ。というところは、いまは税金という形で課税して取つてゐる。かつてはジェトロから國庫納付金という形で納めた、それはガットに触れるのだ、課徴金に触れるのだ、まずいのだ、いまは自主的に納めてゐるのだからガットには触れないのだ」といふ両方の認識が示されてゐるわけですね。いまは自主的かと言ふのです。

さつきからその点を何回も指摘してありますが、外貨割りと當ての前提條件として、雜豆輸入基金協会の二〇%のお金を払つたという確認書を提出しなければ外貨割りと當てをしませんよという、いわゆる外貨割りと當てという行為そのものは行政行為なんです。その行政行為の中にある行為じやありませんか。納めなければ外貨割りと當てをしませんよ、これはまさに政府行為じやありませんか。しかも集め方もそういう集め方、使用方はまさにダイレクトに大臣が指示をしてゐる。自主的なんで言えませんが、まさに政府そのものの行為じやありませんか。

外務省は、外國に日本の國を売るような御答弁はできないから恐らく差し控えていらつしたと思ひますが、心中は通産省、農林水産省はまずいことをやつてくれているなあというふうにしていらつしたのじやないかと私は思ふのです。ですから、いまおっしゃつた、政府が直接集めた金じやないからいいのだ、政府が直接集めてゐるじやありませんか。使用方も政府が直接指示してゐるじやありませんか。余り議論したくありませんが、もう一度、外務省として好ましいと思つていらつしやいますか。ガットから見ても、外務省の立場で言ひたいと思ひますが、農林水産省、通産省にある程度言つていただかないと直らないと思ひます。どうでしょうか。

○池田説明員 ガットの目的といたしましては貿易の拡大でございます。貿易を拡大することによつて諸國民の消費生活を充実させ、その生活水準の向上を図る、加盟國といたしましてわが國もこの目的に沿つて努力していかねばならぬ、この点が一つございまして、それと同時に、それぞれの國はそれぞれの國情というものを保持しておるわけでございますので、最初に申し上げました大目的に真正面から對立することのない範圍内におきまして、それぞれの國情に對する妥當な配慮というものをこれまで加えていかなければならぬ。要はその前者と後者の間の接点をどのよう

に図つていくかということにあるかと思ひます。

制度の中身につきましてはそれぞれの所管のところでお考えいただく問題でございますが、それがガットの規定との關係につきましては先ほど私が申し上げたとおりでございます。

○市川委員 これ以上お伺ひしてもお答えできないだらうと思ひますので、ぜひ外務省に要望しておきたいと思ひます。

そこで、生産者の保護ということとは結構なんです。一方それが、生産者保護の美名に隠れて商社の過剰利益を保證するものになつてゐる。これを一貫して私は問題にしてきたわけでございます。本来なら二〇%の課徴金も問題なんです。それも過剰利益をなくするというのでやつてゐる。それが、逆にまた過剰利益、商社のモラルを肯定してゐる。國だつて二〇%召し上げてゐるのだから、おれたちがもうけるのは當然だといふ感じが商社の過剰利益を正当化する根拠にもなつてしまつてゐる。こういうことから、四十五社特定の商社の矛盾というものを皆さんも痛いほど感じていらつしやと思ひます。

そこで、私は、第一回から、實際に小豆を買つてあんこをつくつたり、パンをつくつたり、お菓子をつくつたり、あるいは煮豆をつくつたり、いろいろな方にじかに、商社を通さない外貨割りと當て、いわゆる実需者割りと當てをおやりになつたらどうですかということをお提案してまいりました。しかし、なかなか前向きな御答弁がなかつたわけですから、実需者割りと當てについての通産省、農林水産省の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○二瓶政府委員 雜豆につきましては現在商社割りと當てが行われてゐるわけでございますが、これにつきましては、むしろ実需者割りと當て、實際にこれを需要する実需者に割りと當てをすることにどう考へるかということでございます。一、實需者割りと當てといふものは、一般論としてしましては、確かに、原材料のような物資につきましては實需者に割りと當てることが望ましいといふことはあるかと思ひます。ただ問題は、雜

豆についてどうかという話になりますと、この雑豆につきましては、一掃需要者とは何だということからまずスタートするわけでございます。あのこ屋さんが需要者なのか、お菓子屋さんが需要者なのか、その辺の需要者とは何ぞやという問題、あるいはまた需要量を把握いたしませんと割り当てができないわけですが、お菓子屋さんだけでなく八万軒以上もあるというような実態からすると、需要量の把握ということ自体が非常に困難でございます。そういうことからいたしまして、この需要者割り当ての問題につきましては、むしろ役所の方でこれをどうするということよりは、むしろその前に関係の団体、需要者の方々が、コンセンサスを得るといいますか、そういうことをやっていた方がいいのかぬのではないかとこのことでございます。

考え方としては、小豆だけでなしにその他のエンドウ、ソラマメ等を含めた雑豆全体について需要者全員を包含した割り当ての受けざらが整いまして、しかもそういう関係者の中で、需要者の資格というのはこういうものにして、配分の物差しはこうしよう、したがって、シェアはどういうシェアに相なるということ、業界の中で自主的に合意が得られるということでない、実際問題として需要者割り当てを採用するというのはきわめて困難である、かように考えておるわけでございます。

○市川委員 通産省、簡単にお願いします。

○川崎説明員 通産省といたしましては、先生御指摘のような需要者割り当てというの、実需者に対して安定的な輸入豆の供給という見地から一つの方法ではないかというふうに考えております。私ももといたしましては、農林省が需割りについていろいろ御検討中というふうにも聞いておりまして、しかし、たとえば受けざらの点等でも、ずかしようでございますけれども、農林省の御協力を得られれば、本件につきましては前向きに検討していきたい、そういうふうな考えております。

○市川委員 二瓶局長さんのおっしゃる意味もよくわかるのですけれども、考え方があべこべではないですか。需割りは一般論としてはいい、だが雑豆についてはこうだ、役所が手を出すべき性質のものではなくて、業界が自主的にやるべきものだという基本的な考え方に立っていらつしやるようですが、ぼくはこれはあべこべだと思ふのです。

なぜかと申しますと、先ほどから何回も申し上げておりますが、商社の過剰利益とか、雑豆にIQを適用したことによって起きている弊害というのがあるわけでしょう。その弊害を是正する有効な策が農林省なり通産省に他にあるなら、あえて何も需割りをやらないということは私は申し上げない。ほかに方法がないんですね。ですから、需割りをやることによって、模範的な外貨割り当てによりいわゆる台湾なり中国の小豆を買う、適正なマージンで安くにして売る、あるいはお菓子にして売る。そういうことが行われてきますと、豆について二つの価格が生まれるわけでしょう。商社がもうけてやっている価格、それから実需者団体が需割りによってやって豆を売り渡している価格。当然商社の方が高い、需割り団体の方が安い、一物二価、一つの商品について二つの価格が生まれてくる。そうなりますと、商社もそういまみたいなことはやっつけられなくなる、一つの抑制効果というものが出てくると思ふのです。

そういう風穴をあけることによって、四十五社に特定し、無競争の状態に置き、シェアが偏在し、豆が欲しいときには、買わないで国内の価格をつり上げる。するとシェアを持った商社が買いませんから、台湾や中国では豆が余る。だから安く買って高く売るといふことを防ぐためににはほかに方法がありますか。ないでしょう。だから、需割りをやりますか。ないでしょう。ですから、農林省や通産省の行政がうまくいってないからその是正の補完としてやれということを書いてるのであつて、なぜそれは自主的

に業者がやらなければならないことなのかということなんです。これは聞いてみると時間がありまじいので、ほかにもまだお聞きしたいことがございますので指摘だけしておきます。

二瓶局長さんのお考えは実需者の特定がむずかしい、需要量の把握がむずかしい、それから各団体相互間の意見の食い違いがある、また、各団体の中に意見の食い違いがあるだろう、こういうことを前回も指摘しておりました。ところが、御承知のような全国菓子工業組合連合会、日本製菓協同組合連合会、全日本パン協同組合連合会、全国調理食品工業協同組合、四団体あるわけですよ。この四団体で、データのとり方によって変わってくると思いますが、小豆、インゲン等を調べてみますと八〇%から九〇%近いものを使っていると思ふのです。ですから、ここが需割りの受けざらとしては一つの目安になるのではないかと思います。

たとえば豆金で発行した「雑豆に関する資料」昭和四十六年度調べた数字ですね。いろいろ調べてみたのですが、いまのところこれしかないのです、もしあれば教えていただきたいのです。小豆のうち、あんに使われたのが七七・七%、甘納豆等菓子に使われたのが一〇・五%、煮豆に使われたのが五・三%、合計しますと九三・五%、このあんに、甘納豆、煮豆、要するにこの四団体に全部入っているわけですよ。ですから、そういう意味では小豆やインゲンの需要量をかなりこなしているわけですね。ですから、そういう意味で考えますと、この四団体が皆さんに御要望もしたようでございますが、当面ベストでないかもしれないけれども、ベターではあると私は思ふのです。一歩前進にはなる。

しかも最近この四団体が、後でお手元にお渡ししても結構なんです、もし仮に需割りが行われたと仮定した場合、各団体間のシェアをどうするか、このパーセントも全部話し合ひして決めておきます。四団体の理事長の判が全部押してある。あるいは各団体が農林省から指摘されているカ

パー率、アウトサイダーがいるじゃないかということですが、アウトサイダーは排除しない、希望者に対しては設備能力その他を調査の上公平に配分するというのもここにうたつています。二瓶局長が御指摘の、需要者の特定がむずかしい、需要量の把握がむずかしい、あるいは団体間の意見の相違があるということ、こういう形でもう克服されてきているわけですね。

ですから、一方にはそういうIQ指定による弊害が存在している、それを是正する有効な手段がない、したがって、需割りによって風穴をあけることによってやたらどうかということ、もうちょっと前向きに取り組んでいただいていいのじゃないかと私は思ふのですが、この問題について局長の答弁はございましたが、農林大臣はどんなお考えでしょうか。不合理な制度を直すためにこういう一つの建設的なものを取り入れたらどうでしょうか。前向きに、意欲的にいかかでしょう。

○武藤国務大臣 先ほど局長が答弁をいたしておられますように、実需者全体、いまお話しした四団体もございましたけれども、まだまだいろいろと実際に実需をしている方はあるようでございます。そういう実際に使っている人たちが全体に対して公平にしていかちお互いに円満な形でそういう割り当てができるかどうかという点が大変むずかしいのではないかと、そういう問題があるからこその今日までこの問題が長く尾を引いておるのではないかと申すわけでございまして、そういうことがすべて解決がされれば、私は需割りというものは大変結構なことだろうと思ふのです。その需割りがそういう公平でしかも円満な形で、実際にそれを使っておる人たちにうまく配分ができるような割り当てができるような仕組みが本当にできるのかどうかというところが問題でありまして、そういうことを十分検討しなければいけないのではないかと。しかし、それがうまくできるということなら結構かと私は思ふわけでございまして、その辺が先ほどの局長の答弁のように、実際はなかなかむずかしいんだ、こういう答弁ではなか

ったかと私は聞いておたわけでございます、需割りそのものを決して否定するわけではございません。それは結構なことかと私は思うのでございますが、実際にそういう形で需割りがうまくいくかどうかというところがこれから問題ではなからうか、こう思っておるわけでございます。

○市川委員 需割者の特定というのは、やる気になればできるわけですよ、九十何%も実需豆を使っているのですから。公平、公平とおっしゃるのですが、そんなことをおっしゃるなら、では商割りは公平ですかと言わねば。四十五社に特定して、法的根拠もありません。経緯としてそう言ったというだけで、新規参入は事実上シャットアウトされて、何も公平じゃないじゃありませんか。商割りなんというのは全然公平な制度にはなっていないじゃないですか。商割りそのものが公平でないから正しようと言っておるのですから、一〇〇%パーフェクトをねらったってこれは無理ですよ。

では、ほかのIQ適用物資で需割りをやっていたらどうなるかと思いますが、一〇〇%公平だなどというやり方ができているかという、そんなことは無いと思うのです。やはりある程度の合格点、目安というものを定めてやっていたらいいのだらうと思うんですね。ですから、そういうお考えなら、農林省が望ましいと考えている需割りの受け割りの姿をきちんと示すべきだと私は思うんですね。ただ抽象的なことしか言わないで、むずかしい、むずかしいと言ふのは、やる気がないという事です。やる気があるなら、具体的にわかりやすい受け割りについての理想像、あるいは最低これだけの条件は満たしてもらいたいという条件を具体的に提示してごらんない。そしてその基準によって物を言ってもらいたい。この四団体はしかじかこうだ、何がしかじかこうだ、そういうものを持たないで、ただ需割者の特定はむずかしい、需割量の把握はむずかしい。これはむずかしいじゃないやありませんか。やろうと思えばできますよ。私たちの計算でも、ただ、農林省が余

りにも後ろ向きなので、最近、団体もやってもくだらうということ、そういう調査をやっているんです。農林省にそういうやる気が出てくれば、みんな一生懸命調査するわけだ。資料も整ってくる。そういう意味でもうちょっと前向きに、どうですか、農林省の最低こういう条件を満たせばというものを提示していただけますか。それがなくてつべこべ言うというのでは、これ以上通用しないと思いますよ。

○二瓶政府委員 受け割りの整備が必要だという話でいろいろお話し申し上げておるわけですが、そういう抽象的ではなくて、もっと具体的にどういう条件でなりたいのか、こういうお話しでございます。もちろん、私たちがこれは内部でいろいろ検討はしております。その際に、ただいま大臣からもお話がございましたように、全需割者を対象にいたしまして、公平かつ的確にこの雑豆の配分ができる、そういう仕組みというものが何といても必要であらう。そこで、そういういたしますと大体こんなものではないかという一つの考え方を現段階で持っておるわけでございます。

需割者割り当ての受け割らうとしたしましては、一つは、やはり窓口になって全体の需割者を統一された機関というのと、もう一つは、その機関の構成員でありまして、割り当てる配分を受ける需割者の方で構成されます団体、この二つがまず必要なのではないかと思っております。

まず、その窓口となる上の方の機関でございますが、これにつきましては、需割者全体の単一の機関ということで、雑豆加工の全業種団体を網羅をする。したがって、先ほどお話がございました四団体なども当然これに入った姿で考えていただかなければいかぬと思っております。そして実効ある調整機能というものを保持していただかないとだめだ。日給連とかあるいは全業連というのが傘下にみんな入るわけですね。そこをうまく調整する、それだけの力のあるところではなければだめだ。単なるサロンのようなところではだめじゃないだらうかということでございます。

それから、それぞれの傘下の団体が、製あんなら製あん、その辺の加工業者の需割者、需割量、これをやはり的確に把握できないとまずい、そういう能力があるということが必要であらうと思っております。

また、豆といえども、先ほど来申し上げておりますように小豆だけではない、四種類の豆、それにつきましても豆ごとにもどうだということがわかっておりませんと、みんな小豆に殺到されても困る、こういうことでございます。

それから、その協議会的なものが各団体に配分した後でまた不平不満が出る場面もあると思いたすが、そういうものもなるべく、円満に解決するだけの調整能力といえますか、そういう面も持っていたらいいと思いませんか、そういう面も持っております。

それから、それに今度入りました、配分を受ける団体でございます。たとえば日給連とか全業連とか、そういうものはやはり法人格がないとまずいじゃないか、こう思っております。いろいろな団体を見ておきますと、まだ持っていない団体も多々ございますが、そういうものはやはり持っていたらいい、割り当てを受けるわけでございますから、そして雑豆の輸入、配分に当たって、その自分の会員といえますか、傘下の需割者の方々の希望を十分徴しまして、それで輸入する雑豆の種類、小豆とかインゲンとか、そういうもの、産地、銘柄、そういうものにつきましても十分その希望を満たし得るだけの情報をつかみ、発注もするということが必要だと思っております。それから、会員の需割量はもろもろ適正につかまえて、うまく公平配分するといふ能力がないとだめである。

それからもう一つは、会員の方が今度は配分を受けまして、それで今度は雑豆を、その人が需割者というところで割り当てるわけですから、最終製品を確かに製造されたといふことをやはり確認していただく組織と能力がないと困る。そうでないと、そこからまたよその方に転売その他が出てくるといふこともあらうかと思っております。また、そ

いう団体での配分後の不平不満、この辺の解決の調停もできるということだと思っております。非常に具体的にいろいろお話しございましたので、やや詳しくお答えいたしました。

○市川委員 本日は全部反論できるんだけれども、とにかく、簡単に言えばやる気があるかないかということなんです。やる気さえあればそんなのは全部克服できる。そういうことをやっていたらいい小豆を買ってあんこにして、しかもパンにしまつて冷凍して日本にどんどん輸入が始まりま

すよ。あるいは加工して小豆を入れてしまえばIQにひっかからないのですから。事実そういうものをやっているわけだ。そうすると、農林省が考えている生産者の保護というものは、今度はそこから崩れていきますよ。よろしいですか。ということをよく認識をしておいていただきたい。後でまた告訴されたり何かで問題になって、あわてて後ろ向きの後手の対応でなくて、前向きに、問題はわかっていっているのですから、是正をしなさいというのを申し上げているわけですよ。もうちょっと前向きに取り組んでいただきたいし、需割りのことはできれば後で文書で、農林省の、いま局長がおっしゃった望ましい受け割りの姿というものを一回いただきたいと思うのです。

もうちょっとお聞きしたかったのですが、ほかのこともありますので、雑豆の問題につきましては以上で終わります。

次に、国の研究機関や農業試験場あるいは農事試験場等、あるいは国立大学などでの研究成果というものが国から県に渡るルートはできているのですが、県から実際に農業を営々とやっていたら、そういう的確な情報を最も欲しがっている方々、そういうところへ届いていない、県でとまってしまうという実態が訴えられております。しかも欲しければ聞きにこい、また、どうせ説明したってわからないだらう、こういう感じの専門家的な意識があるようでございますが、せっかくそういう多額の国費を予算で組んで、国立大

学だ、国の研究機関だ、農業試験場だということ
でいろいろな研究をなさっている成果というも
のが、実際欲しがっている農民の手にわたりやす
い形で渡ることが望ましいと思うのです。そうい
う点からは、パイプが国、県まではできているの
ですが、その県から先がどうもうまくいっていない
し、しかもたまにつくる文書というのは、常識的な
ことしか書いてなくて、読んでも余り役に立たな
い。もっと聞きたければ聞きにこい、そういうこ
とじゃなくて、やはりせつかくの研究成果という
もの、地力の回復なり品質改善なりということ
が、欲しがっている方に、しかもわかりやすく提
供されていく、これは非常に大事なことでと思う
のです。農林水産省の方の一つの行政指導とし
て、県なり何なりに、そういう方向性をもって強
くやっていただきたい。やるお考えがあるかない
か、その点をお伺いしたいと思います。

○川嶋政府委員 国の研究機関で得られた成
果につきましましては、いろいろな方法、手段で大
方の利活用をいただくように努力しているところ
であります。実際の生産者のところへ行くまでの過
程ではいろいろございますが、先生御指摘の点に
つきましては、農業普及組織等を通じてやって
いるところがございます。ただ、情報が非常に
複雑多岐にわたっておりますので、今後とも、そ
ういった点につきましてはさらに一層徹底いたし
ますように努力をしてまいりたい、かように考え
ております。

○市川委員 ぜひ徹底方、がんばっていただき
たいのです。

たとえば三浦市の場合なんかですと、大根をつ
くっているわけですが、この一本の大根に何億と
いう細胞があつて、その細胞一個から一本の純系
の大根をつくらうという研究をやつてみた。しか
し、こういう公的機関の研究成果が全然手に入ら
ないのですから、三浦市の農家のお友達のつて
をたどって熊本大学まで行ってアドバイスを得
て、しかも農協から七、八百万の予算をつけても
らうてやつた、こういう話もあるわけですね。し

たがって、これは非常に切実な問題でございます。
そういう公的機関での一定の研究成果、情報とい
うものが、たとえばレクチュアの会を設けて、県
へ聞きにこいというのじゃなくて、自分から出か
けていって、しかもわかりやすい形で教えてあげ
て、それが実際の生産者の現場で役に立つ、どう
かひとつそういう方向へ強力に御指導をお願いし
たいというふうに思っています。

以上のことから、国立の農業研究機関で実施さ
れている高度な研究成果についても農業者へ直接
公開してほしい、こういう要望がございます。あ
るいは仮称データバンクのようなものを国がつく
って、利用を便利にする、こういうようなお考え
はございませんか、どうですか。

○川嶋政府委員 一般的には先ほどお答え申し上
げたとおりでございますが、個々の生産者から国
の研究機関等に御照会等がございましたら、従来
ともできるだけ対応したいと思つてやつておりま
すので、そういう点でこれからも対処してまいり
たいというふうに考えております。

それから、このごろデータがたくさんございま
して、きめ細かく生産者まで渡るといふことはな
かなか大変でございますが、そういう意味も含
めまして、筑波の研究学園都市に農林水産研究情
報センターというものを整備いたしました。これ
はまだ必ずしも十分ではございませんけれども、
できるだけ広くそういう需要にこたえられるよう
に今後とも整備をしてまいりたい、かように考え
ておるところでございます。

○市川委員 これは野菜の暴騰が大きな話題に
なりました。たとえばいま三浦の農業で切実に訴
えられておりますことは、三崎では白菜はつくつ
ておりませんけれども、キャベツ、大根、スイカ
がいまやと採算がとれるという実態です。三浦
市の場合、去年、おとしと大暴落したためとし
は野菜の栽培面積が非常に減少した。そこへ十六
号、二十号という台風の被害で三〇%から三五%
の収穫の減があつた。こういうことで価格の上
昇を招いた。しかし、ようやく採算がとれるとい

う程度である。ところが、高く売れたその翌年は
必ず収穫量がふえて大暴落するというのが繰り返
返されているわけです。そういうことから、農業
経営の安定を確立するために、国が重要野菜とし
て指定した品目については価格補てん事業を行つ
ておけることは御承知のとおりでございます。

そこで、この価格補てん事業のカーパー率なん
ですが、共販出荷予約数量については国がカーパー
してくださるけれども、実際はそれよりもたくさん
品物が出るわけですね。ですから、この価格補て
ん事業の対象から外されておる分がかなりある。
たとえばこの実態を見ますと、大根で五七%、
キャベツで四八%、早春キャベツで四二%から四
五%。このカーパー率をせめて六〇%ぐらいまで持
つていってもらえないか、こういう強い要望が出
ておるのですが、この点についてはどんなお考え
でしょうか。

○森実政府委員 先生御指摘の三浦、横須賀等の
地区は、キャベツ、大根等の共販実績が非常に高
く、計画的出荷が行われている地区でございま
す。ただ、野菜の価格安定制度というのは集団産
地の育成等と並んで、計画的な生産、出荷の体制
を図ることによって需給と価格の安定を図るとい
う本旨で出発しておりますので、計画外に出荷さ
れるというものについて価格安定制度をストレ
ートに及ぼしていくというところは、いささかいか
なものかと思つております。ただ、やはりこう
いった近郊の重要産地については、計画出荷を進
めながら、並行して価格安定制度のカーパー率を上
げることは大事だと私も思つております。実は
ことしも五十五年度予算で三十万トンの増加数量
を予定しておりますので、この配分に当たりました
ては、御指摘のような地域のカパー率がまだ六割
とか七割になつていない品目につきましては、重
点的にできるだけ配慮してまいりたい、かように
思つております。

○市川委員 自治省の方が見えになつていらつ
しゃると思いますが、固定資産税について、現行
の地方税法三百四十八条四項では、市町村は農業

協同組合が「所有し、かつ、使用する事務所及び
倉庫に対しては、固定資産税を課することができ
ない」。立法の趣旨は、非経済的な建物であるた
めに非課税とされたと思います。しかし、農協本
来の目的は、農家経営の一助とするためにつくつた
ものでございます。中には一部銀行まがいの非常
にデラックスな建物を建てているところもあるや
に聞いております。しかるに、そういう事務所は
免税されている。それならむしろ農業生産、農業
コストに直接響くような共同出荷のために必要な
出荷場所等に対する固定資産税の免除もしくは現
行の二分の一にするというふうな、そういう措置
も立法の趣旨にかなうのではないかと、やつてほ
しいという、こういう要望もございまして、この点
については自治省の方としてはどういふふうにお
考えになつていらっしゃるでしょうか。

○渡辺説明員 農協の事務所、倉庫の固定資産税
の非課税措置との関係で、集出荷場の扱いにつ
いての御質問でございますけれども、農協の事務
所、倉庫の固定資産税の非課税措置は、二十七年
に倉庫については衆議院、それから事務所につ
いては参議院の修正で入ったというふうないきさ
つがございまして、そこで、趣旨を見ますと、農協の
保護育成ということを書いておりまして、余り詳
しくは書いておりません。そういう趣旨で今日に
至つたものと理解しております。

したがいまして、農協の保護育成というのが一
体いつまで必要かという議論はあります。これは
農民自身の非常な御努力と、農林水産省御当局の
努力もあつて今日のような状態になつてきたわけ
ですから、それは確かに大きなものとして育つて
きたというふうには私も認識しております。し
かしながら、やはり事務所の優先順位は、どちらか
というようになりますと、これは農協の基本的な
施設であります事務所、倉庫というものがやはり
基本だというふうには農林省御当局もお考えになつ
ているのではないかと。何度か見直しというふうな問
題の中でもそういう雰囲気といひますか、反応で
私どもも、承知をいたしております。

それから、集出荷施設の非課税問題ということになりますとちよつと観点が違ふわけでございますして、すべての農協にあるわけではありませんのので、保護育成という見地からどうかという問題が一つあります。同時に、農協以外の組合のそういう施設あるいは他の業界の施設との均衡論という問題があります。さらにかてて加えまして、こゝはぜひ御理解を賜つておきたいわけでありますけれども、現下の地方財政の状況から考えますと、非課税措置につきましてはやはり整理合理化こそすれ、なかなか新しい措置をするということとはできないという実情にあるものでございますので、その辺御理解賜りたい、こういうふうに存する次第でございます。

○市川委員　川崎市に大型の北部市場というものが建設されるわけですが、もちろん建設自体はいいというふうな意味でメリットがあった結構なんです。この北部市場ができることによって中原区とかが高津区という、いわゆる都市内近在産地がつぶされてしまうのではないかとということを心配している関係者がいらつしやるわけです。卸売市場法という枠内でこうした地元の近在生産者の保護について何らかの具体策というものが必要ではないかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○森実政府委員 御指摘のように、川崎の北部に新市場を建設中でございます。このことが川崎の近郊蔬菜の生産あるいは出荷の阻害になるというふうには必ずしも思わないわけではございますが、しかし、関係者に先生御指摘のように心配があることも聞いております。現在、川崎市の指導で、川崎農協と中央農協と多摩農協ごとと農協と生産者と市との生産出荷協議会をつくることになっております。これで市場の移転に伴う出荷対策を具体的に詰めようということまでや々と来たわけでございます。私どもはその結果も踏まえまして、開設時までには、市場の運営、物的な条件整備とか部門を設けるとか、そういった問題についても十分、近郊蔬菜を育成する視点で配慮する指

導をしてまいりたいと思っております。

○市川委員　時間が来ましたが、申しわけありません、もう一点だけ。

農林水産省で水産物流通加工拠点総合整備事業
ということをお考えになつていらっしゃるようで
すが、私の地元にも三崎という大きなマグロの漁
港がございます、そういう立場から非常に関心
を持って見ているわけでございますが、これにつ
いてどんなお考えで、全国何カ所ぐらいのお考え
で、おやりになろうとしていらっしゃるのか。申し
わけありませんが、簡単に趣旨をお聞かせいただ
きたいと思ひます。

○米澤政府委員　お答え申し上げます。

二百海里時代になりました。いろいろな日本の漁船が外国漁場とつてまいるものに大変な大きな影響が出てまいりました。それからまた、日本の周辺でもいろいろ資源変動がございまして、イワシがふえる、一方イカが下がるというようなことがございまして、産地における水揚げ量とか魚種構成の変化が出てきたという生産側に事情がございます。また、先生御承知のように、需要の方でも消費の多様化、そのほかいろいろな新しい動きが出てまいりましたので、それにこたえるために水揚げ量年間五千トン以上の主要産地を対象といたしまして、地域の流通加工施設をこれから整備をしていく。それから、あわせて多獲性魚の利用も、これは神奈川県には余り御関係ないかと思えますけれども、高度利用のための施設を緊急に整備をするということで、これから七年くらいに六十数カ所、予算総額では大体約六百億円ぐらいを予定をいたしております。

○市川委員 これは要望として申し上げておきたいと思いますが、二百海里の規制を受けて遠洋漁業基地の三浦も少なからず影響を受けておりまして、そういう点から三崎漁港のあり方ということで、非常に論議されているわけでございます。最近、多獲性魚のサバの水揚げも非常に増加しておりますし、三崎を利用する漁船の数は全国で三都道府県に及んでいる。さらに近くに東京という

大消費地を持ち、流通加工の拠点にふさわしい地域的な性格を持っていると思います。こうしたことを踏まえて、この水産物流通加工拠点総合整備事業の地域指定の条件は十分に満たしているのではないかと思えますので、ぜひ地域指定がなされるよう要望いたしました、私の質問を終わりたいと思います。

○木野委員長 次に、岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 生糸検査所の問題を中心にして伺いたいと思います。

実はこゝしは横浜の商工会議所百周年というこ
とで、新聞などがその歴史をつづつております。
生糸検査所というのは一八九六年に設置されてか
らこの方、生糸輸出を初め、生糸の流通に大きな
役割りを果たしてわが国の近代化に貢献してきた
ものであるという意味のことを、それなりに新聞
も報道をしております。また考えてみますと、あ
の建物というのは横浜のシンボルだと言っても決
して大げさではない、そういう位置を占めていろ
うなわけであります。時代が変わったとはいいな
が、生糸検査所の看板がなくなるということは、
いまのような歴史を踏まえて考えますと、地元
の關係者にとってはまことにきびしい思いをせ
ざるを得ません。

今回の法案によるところの措置が、生糸検査量の減少傾向から見てやむを得ないのではないかと、いうふうに考えられるとしても、生糸の国督検査そのものの必要性というものは私はちっとも変わるものではないだろうと思います。生糸取引、絹織物取引の安定に果たす役割り、重要性というのは、絹の需要の高度化や多様化傾向の中で、かえって増していると言ってもいいのではないか。そこで、今度行政改革の要請にこたえながら、なおかつ国が生糸検査において中核的な役割りを果たしていくことが必要だと思うのですけれども、今後の国の生糸検査の役割りをどう考え、またどう持つていこうと考えるおられるのか。行政改革のために生糸検査体制が崩れるということであってはならないと思うけれども、その点は本当に大丈

夫かどうか、この際、はつきり御答弁をいただきます。たいと思います。

○二瓶政府委員　今回、生糸検査所を農林規格検査所に吸収統合するという法案について御審議をいただいたておるわけでございますが、あくまでも考えたといしましては国営検査——生糸の検査は、これは取引なり価格形成の面から必ず必要である。その際に、国の検査だけでなしに、指定検査所の検査なりあるいは自主検査というものもございますが、何といしましても国営の検査といいますが、それが中核になるというふうに考えております。

の統一と向上といふことの指導は国営検査の検査部門でやはりやらなくちゃなりませんし、それほかの技術指定検査所で検査をやります際も、これらの技術から自主検査の向上の指導監督もしかりでございませう。世界に冠たると言われております検査水準でもございしますので、生糸検査所そのものは吸収統制合されても、国営検査といひますものはやはりとりわが国の生糸検査の中核としての役割りといひますものは今後とも果たしていく必要があるし、また、そのように措置していかなければならぬ、かように考えております。

○岩垂委員　生糸検査体制というのは、わが国の伝統的産業である蚕糸業を支える重要なものであることは言うまでもありません。実は私は長野県の出身なものですから、とりわけそのことを感ずるわけです。

そこで、今回生糸検査所の整理が行われましたとしても、今後とも蚕糸業の振興という問題には万全を期していかなければならぬと思うわけですが、蚕糸業の振興に対する基本的な考え方というものをごこの際簡単に述べをいただきたいと思ひます。

○二瓶政府委員 わが国の蚕糸業は、伝統的産業といまして国民生活に深く根差しておりますし、また養蚕業そのものは、農山村、長野県などでもそうだと思いますが、そういう農山村なり畑作地帯のやはり基幹作目ということで定着をいたし

ております。農業経営上の重要な複合部門の一つであるというふうに認識をしておるわけでございます。

したがって、生糸の一元化輸入措置を含みます。繭糸価格安定制度、これは堅持をし、その適正かつ円滑な運用を図りますとともに、養蚕、製糸経営の近代化、効率的な繭生産の増強等の施策を総合的に講じていきたいと思っております。そういうことで、今後とも繭糸業をわが国農業におきます重要な一部門として位置づけまして、その健全な発展が図られますよう一層努力してまいりたい、かように考えるわけでございます。

○岩垂委員 今度生糸検査所が吸収統合されるいわゆる農林規格検査所の問題をちょっと伺っておきたいと思うのです。

消費生活の多様化あるいは加工食品の増大などに伴って食品の品質、安全性などに対する国民の関心が高まるにつれて、いわゆるJASマークのついたものの検査や、食品の品質に関する苦情処理など、いわゆる消費者対策の業務というのはますます重要になっていくと考えます。

また、食品の品質を向上させることは、ひとり消費者のためだけではございせん、食品企業というものが多数の零細企業といましようか、中小企業によるところの分野が非常に多いわけでして、その製品の品質にはばつきがあるというのが実態だということに言われています。中小の食品企業が、その製品の品質を向上させながら消費者に信頼される商品の提供をしていくことは、中小企業の発展につながる重要な一つのポイントだと考えます。この農林規格検査所というのは、消費者対策の面でも、あるいはいま申し上げたような中小企業対策の面でも重要な役割を果たしていかなければならないと思えます。その点で農林水産省は、この農林規格検査所の業務の展望をどのようにお考えになっていらっしゃるか、ひとつ御答弁を願わしいと思います。

○森実政府委員 ただいま先生から御指摘ございましたように、最近の食料消費の高度化、多様化

の中で加工食品比率がどんどん高まっている。また、消費者の品質問題等に対する意識の高まりは強烈でございます。かたがた食品企業については、圧倒的に中小企業の比率が高いという現実も重視しなければならぬと思えます。そういうことを頭に置きまして、農林規格検査所につきましては、長年の蓄積されました検査技術能力なり分析機器等を有効に活用いたしまして、いわば食品の検査、分析を基軸といたしまして、各ブロックでの品質管理に関する技術指導センターというふうな性格のものとして農林行政の中で位置づけていかなければならぬんじゃないか、私どもこのように思っているわけでございます。

具体的な業務の展望につきましては、まずJAS関係につきましては、品質のばらつきのある品目等の市販品の買い上げ検査とか、あるいは登録格づけ機関や承認認定工場に対する技術指導の濃密化ということをやまず実施していきたいと思っております。また、御指摘の中小企業に関する指導とか、あるいは消費者ニーズへの対応という点で特に考えておりますのは、一つは昨年度から導入いたしました食品製造工場ごとに対する品質管理の技術指導業務、こういったものの実施対象や内容を拡充していきたいと思っておりますし、さらに今回審査をお願いしております法改正で、依頼検査業務、主としてJAS品目以外のものになると思えますが、こういったものを中心にして、中小メーカーに対する技術指導を依頼検査を基軸にしながら積極的にやってまいりたい。さらに、消費者に対する食品の基礎知識やJAS制度の普及等にも努めてまいりたいと思っております。

輸出検査につきましては、これからの輸出事情に際して、品目の整理、検査方法の合理化は必要と思っておりますが、やはり基本的には現在の体制を継続していきたい、このように思っております。

○岩垂委員 いま、消費者対策といいましようか、消費者保護対策あるいは中小の食品企業に対する技術指導というようなことの業務を拡充する

というふうにおっしゃられたわけですが、この農林規格検査所の組織や機構を整備充実しなければ、題目だけたくさん並べてもどうにもならぬと思うのです。私は行政改革というものは推進しなければならぬと思えます。しかし、国民の要望といいましようか、あるいは行政需要が高い分野については積極的にこたえていかないとまずいのではないだろうか。そういう点で、この際、農林規格検査所の組織、機構の将来展望というのを少し明らかにしていただきたい、こんなふうに思います。

○森実政府委員 御指摘のように、消費者ニーズあるいは中小企業の指導、そういったものを頭に置きまして、今後、品質管理に関する技術センターとしての農林規格検査所の業務の拡充は必要だと思えますし、それに対応して、また組織、機構もそのときそのときの状況に応じて必要な体制を整備しなければならぬと思っております。

このような意味では、まず今後成長と申しますか、ニーズが高まってくるという部門につきましては、の拡充強化という問題が一つ、それからそれに対応した定員の確保という問題、三番目はやはり内部研修を積極的に活用することによって職員の資質向上と積極的な人員の転換を図るということ、さらにその上に立つて、機構の再編という問題に、現実の状況に際しながら着実に努めてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 この問題というのは、組織が統合するわけですから、そこに働いている労働者の労働条件、この問題を無視して考えるわけにはまいりません。そういう点から考えますと、労働条件を低下させない、そういう主張を組合の側が言うことも当然でしょうし、私どももその措置を求めたいというふうに思うのですけれども、これらの職員の処遇の問題について、農林水産省はどんなふうに考えていらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思います。

○森実政府委員 御指摘のように、職員の処遇につきましては、従来より低下することのないよう

所要の等級別定数の確保等の措置に努めてまいりたいと思っております。

具体的には、まず一つは、生糸検査所の定員の計画的な縮減という問題がございますが、職員の意向、退職者の動向、配転先の状況等を十分把握して適切な人事をまず行うことが一つであろうと思っております。

さらに、配転先につきましては省内の他機関等が予定されるわけでございますが、きわめて広範にわたります。そういう意味においては、省全体といたしましても、また、新職場においても実務研修等を積極的に行って、新職場での仕事の内容や環境の変化によって職員が不安を生ずることのないよう十分配慮したいと思います。

基本的には、やはり職員の一般的な勤務条件に関しましては、十分組合とも誠意を持って話し合いを重ねて、理解と協力を得られるように努めることにいたしたいと思っております。

○岩垂委員 ちよつと念のためみたいな形で恐縮ですけれども、このところが一つの問題点でもあろうと思えますから、もう一遍確かめておきたいと思うのです。

JAS関係の業務を行う職員の充実はやはり必要だということはお考えになっていらっしゃると思う。その際に、生糸検査の職員の実情や希望を十分配慮する。いやしくも強制配転ではないように組合との事前協議の態勢、これらのことは、ちよつと念を入れて恐縮でございますけれども、ぜひひとつしっかり確かめておきたい。

それからもう一つは、消費者対策や中小企業の品質管理対策の充実に見合った適正な人員配置をやはりかなえてもらわれない、いまいろいろ言われました目標というもののにも到達しない、こんなふうに思いますので、それに対するお答えを願いたいと思います。

○森実政府委員 職員の一般的な勤務条件に関しましては、今後組合とも誠意を持って話し合いを重ねて、十分理解と協力を得て実施してまいりたいと考えております。

また、新しい行政ニーズというものの対応して、規格検査所のあり方につきましても、機構それから人間の配置等については十分前向きに対処してまいりたいと思っております。

○岩垂委員 何やら国対レベルの雲行きが怪しくなっているようにございまして、質問を少し切り上げなければならぬのかもしれないけれども、少し省略させていただきながら質問をさせていただきます。

最初に、野菜の関係についてお尋ねしますが、昨年からことにかけて冬野菜の価格が著しく高騰しました。大臣が三浦半島へ行かれて生産農家の皆さんと話をしたようにございすけれども、この点についてどんなふうにお考えになっていらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○武藤国務大臣 ちょうど私参りました、雨の日でございましてけれども、農家の皆さんに大変大げい出てきていただきまして御説明をいただきました。そしてその説明の中で、あそこは私も行ってわかったでございすけれども、台風で雨や風にやられただけでなくて、潮風が相当吹いてきていわゆる塩害が大変ひどかったようございす。それを農協やあるいは行政機関の指導のもとに、塩害の塩をそれぞれ大根の葉っぱあるいは白菜の塩を丁寧にぬぐい取って、それによって何とか生き返らせた、生き返らせた以外にも、キャベツについては再定植、大根については再播種をして大抵平年作の八割くらいまで戻したというお話を聞きました、ほかの産地は大抵四割くらい減ったでございすけれども、三浦半島については大抵二割くらいにおさまったということで、こういう野菜が非常に不足しましたときに、大変御協力をいただいたということで、私は大変感謝をしたわけでございす。

重ねて、三浦半島は大変模範生であつた。野菜の高騰のときに、関東地方でも一部には畑買いと言つて商社やその他の人たちが畑を買っちゃつて、ある程度価格操作をしたところがあつたようございすけれども、そういう点、三浦半島は

非常に優秀な形で計画出荷を中心としてやっていたにございまして、これは大変ありがたいうことであつた。こういう優秀な産地に広まっていたならば、あのときも品物が全国に広まら高くなることはやむを得ないにしても、もう少し何か考え方があつたのではなからうか。私は非常に貴重ないろいろな実際の姿を見たので、そういう点もこれから野菜対策にぜひ生かしていきたい、こう考えておるわけでございす。

○岩垂委員 国会対策委員会からの指示がございすからばつぱつやめなければならいせんが、一、二問最後にまとめて質問をいたしたいと思ひます。

もう細かくは言ひませんが、三崎は遠洋漁業の中心地であります。マグロ漁業を主体として発展してきています。この三崎の流通加工施設を整備すべきではないか。これはもう私のみならず町当局も強く要請しているところございすけれども、この施設を今後どのように整備をなさるつもりか。そして三崎についてこの設備を整備する具体的な手だてをぜひ要請をしたいと思ひますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○米澤政府委員 お答え申し上げます。流通加工の拠点の整備事業といたしましては、今後七年度、五十五年から六十一年までの間でございすけれども、総事業費およそ六百億円程度を想定をいたしまして、逐次各地に広域拠点の整備あるいは地域の整備あるいは多様な魚利用高度化の緊急整備事業をいたしたいというぐあいに考えております。

三崎につきましては、神奈川県の方でそういう計画を持っておられるということも私も承知をいたしておりますが、これから各県のヒヤリングをいたしまして、御要望を聞いて慎重検討したいというぐあいに考えております。

○岩垂委員 要望を聞くことは当然でございけれども、有力な候補地としてお考えになっていらっしゃるかどうか、この一点だけ。

○米澤政府委員 いろいろ競争がございすけれども、三崎の持ちます地位というのは、確かに相当有力な漁港であることは事実であるというぐあいに考えております。

○岩垂委員 有力な候補地として考えているかどうかと聞いています。有力な漁港であります。その点もまた御答弁をいただきたい。

○米澤政府委員 まだ具体的な御要望が出ておりませんので、有力な漁港であるということと御答弁をいただきたいと思ひます。

○岩垂委員 有力な漁港と言つたつて、これは前からちゃんと資料は出しているでしょう。もうあな、おおむねまとまるころまで来ているでしょうがね。それはちよつとあいまい過ぎるです。

○米澤政府委員 計画は正式に出ておりませんが、内容等も検討しなければならいせんし、言うまでもなくと先生の御指摘でございすけれども、私も、三崎につきましましては重要なポイントについては十分理解をいたしておりますので、われわれ、要望が具体的に出来ましたら、その内容を見て慎重に真剣に考慮をしたいというぐあいに考えております。

○岩垂委員 どうも少しあいまいなんだ。大臣、これはやはり有力な候補地でしょう。あなたがお聞きになって、ごらんになったのだから。余りしつこく聞かないでございすと思つたけれども、こんなやりとりでは納得できませんので、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○武藤国務大臣 まあ岩垂さんのところでございすから、私は極力ひとつ有力な候補地として見ていきたいのでございすけれども、何かいま事務局からの報告では、各県からまだヒヤリングをしていない段階でございす。いまこの段階で、事務局として、やはり有力な候補地として言うわけにはなかなかないわけございすから、その点は御理解をいただきたいと思ひますが、せつかくきょうこでそういう大変強い御要望があつたことは、私はよく自分の頭の中に

とどめておきます。

○岩垂委員 まだ質問したいことがあつたのですけれども、一点だけ、部分肉流通センターの問題を伺いたいと思ひます。

これは、もう具体的にはその項目は言ひませんが、地元川崎市内に営業する小売専門店に対して、特に安い卸売価格で提供していただいて、より安い食肉を消費者に販売できるように体制をとっていただきたい、これが一点。

二点目は、一般消費者を対象とした販売システムになるのか、その辺のところは少し心配だ。それによって受ける小売専門店の打撃というものを考えていただきたい。

三点目は、流通センターの今後の事業を推進する役員と地元の組合の幹部と懇談会を何回か開いていただきたい、こういう要望がございす。それらの点について、まとめて御答弁いただきたいと思ひます。

○大伏政府委員 川崎市に建設を進めております部分肉センターにつきましては、先生御承知のとおり、食肉の流通の中で部分肉の取引分野が非常にふえてきておるといふ実態の中で、部分肉の取引をできるだけ効率的にかつ需給の状況に合わせ取引ができるような施設にしたいということで進めておるわけでございす。

いまのお尋ねの点でございすけれども、そうした趣旨で設けること自体、小売段階への食肉の供給が、必要な部位につきましまして必要な数量を小売店の需要に応じて渡していくという流通が可能になるわけでございすし、また、このセンターの機能といたしましては、その取引の数量、価格につきましまして、これを公表することによって卸売価格と小売価格との連動性を持たせることをねらいといたしておるわけでございす。したがういまして、地元の川崎市の食肉の小売店にとりましても、当然そうしたメリットが及ぶわけでございす。

いまお尋ねの、食肉小売店が特売等をやる場合

にこの部分肉センターから安く供給できるかどうかという点でございますが、私どもはこの部分肉センターができませんが、小売店がいま申し上げましたような需要に応じて必要な部位を共同で仕入れることによって中間コストが低減できる、また、需要に応じて必要なだけのものを入れることで、いままでの枝肉取引ですと、必ずしも必要でない分も仕入れなければならぬということがあったのが、それがなくなることによって、小売店の特売等が行われる場合には、共同仕入れ等を推進することによって安く供給ができるものと考えておりますし、また、そうした指導もしてまいりたいと考えております。

それから第二点の、一般消費者が直接ここに入って、小売店を飛ばして食肉を買うことになる心配が地元の小売店にあるようにございますが、この取引は、あくまで卸売段階の取引でございます。取引単位も相当大量のものを考えております。したがって、通常一般消費者が買う数量としては買いくいということ、一般消費者がここへ入ってくることはないものと考えておりますが、いずれにいたしましても、この業務運営規程をこれからつくるところでございますので、その中でこの部分肉センター自体がどういうふうにするか、その業務運営規程を定めるか、よく相談をしてまいりたいと考えております。

それから第三点の地元の小売店の組合等と懇談をするようにというお話でございますが、これまでも設置に至るまでの経過で、懇談等も行っておりますが、今後とも業務の運営を実際に行う場合に、そうした地元の協力等も当然お願いをしなければならぬわけでございますので、そうした機会を持つようにこの部分肉センターの運営主体に対して指導をしてまいりたいと考えております。

○岩垂委員 私は一時間質問の時間がございましたけれども、いま、国会対策委員会からの指示もございまして、半分質問を留保いたしましたので、この辺でとりあえず中止をいたします。

○木野委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○木野委員長 速記を始めて。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

内閣委員会議録第六号中正誤

一	段	行	誤	正
二	四	三	紛争	紛争
三	二	六	物質	物質
四	四	末	平常時	平常値
五	三	五	次防的	五次防的
六	一	五	一%	一%にも

